

第一回國會 農林委員會會議錄 第十一号

昭和二十二年八月十二日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

委員 寺島隆太郎君 理事 岩本 信行君

理事 大石 倫治君 理事 秋原 壽雄君

理事 北 二郎君

佐竹 新市君 永井勝次郎君

成瀬喜五郎君 野上 健次君

平工 喜市君 水野 實郎君

小野瀬忠兵衛君 小林 運美君

志賀健次郎君 關根 久藏君

國司 安正君 寺本 齋君

中田 國男君 中島 茂喜君

堀川 恭平君 八木 一郎君

小川原政信君 佐藤 昌三君

重富 卓君 田口助太郎君

益谷 秀次君 松野 頼三君

森 幸太郎君 梁井 淳二君

坪井 龜藏君 的場金右衛門君

中村元治郎君

出席政府委員

法制局長 井手 成三君

總理廳技官 坂田 英一君

農林事務次官 井上 良次君

農林事務官 三堀 參郎君

八月五日

農業會農業技術員設置費國庫補助増額に關する決議案(船田幸二君外七名提出)(第九號)

八月九日

飼料配給公國法案(内閣提出)(第二七號)

第一類第九号

農林委員會會議錄 第十一号 昭和二十二年八月十二日

農業協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農業協同組合法の制定に伴う農協團體の整理等に關する法律案(内閣提出)(第三〇號)

八月十一日

都城市に國立茶業試驗場設置の請願(川越博君外五名紹介)(第六八號)

米の生産者價格再檢討その他に關する請願(神山榮一君紹介)(第七二號)

農地委員會經費國庫補助増額の請願(神山榮一君紹介)(第七二號)

北海道開拓者の保護に關する請願(飯田義茂君紹介)(第八二號)

農業會農業技術員の設置費國庫補助の請願(志賀健次郎君紹介)(第八五號)

農地調整法及び自作農創設特別措置法改正に關する請願(山本猛夫君紹介)(第一二二號)

の審査を本委員會に付託された。

八月十一日

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第九號)

の豫備審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

食料品配給公國法案(内閣提出)(第一九號)

油糧配給公國法案(内閣提出)(第一〇號)

飼料配給公國法案(内閣提出)(第二七號)

○野澤委員長 會議を開きます。

食料品配給公國法案、油糧配給公國

法案の兩案を議題としたしまして質疑を繼續いたします。堀川委員。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

○堀川委員 先般大臣がお見えになつたとき一言申し上げたのであります。が、次官にはまだお話ししてございせんので、一應申し上げておきたいと存じます。油糧配給公國法第一條には、油あるいはその原料の適正なる配給に關する業務を行うという事になつておるのであります。ところが油糧公國法の中に油かすが入つておるのであります。この油かすが一體油糧と何の關係があるかということ、先般大臣に一言お聴きしたのであります。

て、御期待に副うように取計らいたたいと考えておる次第であります。

○堀川委員 ただいまの次官のお話でよくその趣意は了解するのであります。しかしこれはこの油糧公國法の第一條から油かすを削除してもよいというお考えなのであります。

○井上政府委員 油糧公國法の中から油かすを削除して飼料公國法の中へ取扱つたらどうかという御意見であります。御存じの通り油糧の統制をはかるためには、それから出てまいります油かすを當然一つの統制のわくの中に入れておきたいと、いろいろ／＼な點で不合理を來します。一應これを統制の品目の中に加えたような次第でございまして、これを油糧公國の方で扱うからという、後ほど出てまいります飼料公國の取扱ひ品目の上において、決して御不便をかけないような行政上の措置を講ずれば、御期待に副えらる政府は考えている次第でございます。

○三堀政府委員 私からも少しく補足してお答え申し上げたいと思ひます。實は油かすの中には、御指摘のように飼料になるものもありません。有機肥料になるものもあるかもしれませんが、これが有機肥料關係は現在統制がないのでございまして、この關係も法律をもつて調整する必要がございまして、また現にだいたいの油かすにつきましては、植物關係の油の統制の中にはないというわけでございます。今次官からも御説明申し上げましたように、飼料との

關係は適當に調整をいたすつもりでありますので、御心配のようなことは今後とも起らないと思ひます。

○堀川委員 今次官からのお話では、大體油かすというものは、油糧公國法の中に入れておいても適正な配給をする。大體油糧の原料がある以上つながりがあるというお話であります。それだつたら私は矛盾していると思う。大體食糧品公國の中に練乳製品などはいつております。飼料と練乳は密接な關係があるが、これが飼料の公國の中に入らずに食糧品公國に入つておるといふことは、その配給が適正に配給されるからそれにはいつておるのである。これと同じ道理であります。今局長のお述べになりましたような點もあると存じます。しかし油かすは、大部分が一體何かということをお考えになつたならば、常識的に私にはわからぬところなのであります。いろいろ／＼／＼つけて、ある公國に、あるいは局に別々にそれを握つておるといふことが私は不思議だと思ひます。飼料の公國法ができて、その飼料公國は一體何を取扱うかという、ほとんどあらゆる公國からいろいろ／＼／＼のものをもらつて、その飼料公國法が運営される。御承知のように日本の畜産界は、戦前から實に衰退しております。畜産界は現状維持もできかねるような状態にあります。しかるにこの畜産から出るところの乳製品は公國法によつて配給される。あるいは肥料、あるいは基本的運輸といふ／＼な方面にこれは役立

つのでありまして、このためには、飼料公團法に確實なほんとうにしっかりとこの飼料、材料をもたして、この法律を運用しなければ、どうして現在の家畜が發達することはおぼつかないかと私は考えるのであります。そこである／＼なだいずかすとか、食糧にこの方面から出ていく。肥料にいたしましても、ほとんどこの油かすを肥料にいたしますにしても、一應家畜の腹を通して肥料にするということが、家畜の増産にもなり、肥料の増産にもなることを考えるのであります。そこで今局長が言われたように、いろいろの方面に多少はいるのだというところは、政府の方の省令によつて、この飼料の部面からその方へ割いてやつたらそれでいいのだ。そこで基本的なところの物資を飼料としてはつきりと載せるということが、私は本筋だと思ふ。この點次官の率直なお考えを聴きたいと思ひます。

○井上政府委員 御意見の點はよく了解をいたすのであります。御承知の通り、飼料が今日わが國の家畜の現状から考えまして、絕對不足を告げておる状態から、その飼料をできるだけ多く確保するという見地からの御意見でございます。その建前からわれわれが考えた場合は、一應御意見のようなことになると思ひます。しかし飼料が不足すればするほど、この飼料が正當ルートで確保されるということが必要であります。油糧を統制する場合に、その油糧の原料でありますだいな、だいなから油を搾りました場合は、當然それからできる油かすというものは、横流れその他になつてはなりませんので、これをやはり公團

で十分統制いたしまして、それで飼料に必要な分は飼料にまわす、肥料に必要な分は肥料にまわす。こういうような統制を立てておいた方が、飼料の確保の上にもかへつてよいではないか。こういうふうに考えております。これは決して政府が單なるなわ張りとか、そういうことではなしに、肥料も飼料も完全に確保するという見地において、これを油糧公團において扱いたいという趣旨でございますから御了承いただきたいと思ひます。

○堀川委員 今の次官の御説明は、こじつたところはありますが、大體飼料なるものは、御承知のようにあるところ、あるいはだいなとか、いろいろ／＼なものが飼料にあつたのであります。ところが主食の不足した今日、この飼料はこりやんにいたしたとしても全部主食に返上したところの油かすとかあるいはぬかを搾つたところの油かすというものは、當然飼料でなければならぬのであります。そこで大體化學的にこれを分析いたしましたとしても、かようなものはそのからであります。纖維的なものである。この纖維的なものは人間の胃袋では絕對消化されないものであります。動物的な胃袋なら消化するのであります。かようなものは飼料以外には何の効力もないのであります。また肥料にいたしましては、先刻申し上げましたように、家畜の現状維持を目的とせられる政府におきましては、これは家畜の腹を通して肥料にするということが、一番有効適切なことだと私は思ふのであります。そこで今のような次官のこじつけ、油糧公團にこれを置くこと一番配給に公正

を缺かないといふことは、もつてのほかにだと思ふのであります。飼料配給公團は政府が監督され、政府が出資されるのであります。飼料配給公團にこれをもつていかれても、横流れするといふような愛いがあるならば、飼料配給公團法はここで提出なさらずに、打ちやめたらどうかと私は思ひます。公團なる以上は横流れもささず、そして適正なる配給をさすといふことで、この公團が成り立つておるのだと私はいはずに思つておるのであります。そこでこの取扱ひ物資をどの公團にもつていつても、適正な公團にもつていつてこそ、ほんとうに横流れがないと私は思ふのであります。飼料公團にもつていくならば、ほんとうにこれを何々政令によつて何パーセント渡せといふことならば、飼料としては相當研究して、それは要るだろうといふことで渡して得られると思ひます。しかし何の關係もない公團がもつておるということには、各分野において、自分のところによけい取るという非常なる競走がされると私は考えるのであります。そこで私はこの油糧公團からは、絕對的にこの油かすは削除せられるといふことを希望いたしますのであります。次官も私と同感だと思ふのであります。ただ政府委員になつておられる關係上、そういうこじつけの御議論をなさるのだと私は考えるのであります。ほんとうに腹からの信念をもつて御答辯を願ひたいと私は考えるのであります。

○井上政府委員 重ねての御質問でございますが、本質的な御意見について私は私も賛成をいたします。ただ問題は、油かすが全部飼料になるのだといふ斷定の上に立てば、そういう議論は

成り立つのであります。しかし油かすの一部にはやはり人間の食糧になる部分もあるものであります。また今お話し申し上げました通り、そのまゝ肥料にまわさなければならぬ部分もあります。で、そういう建前上一應この公團で扱うことになつておまして、御指摘のように、當然これは飼料にまわすべき筋合いのものであるといふ部分については、勇敢に飼料公團の方へ、安本の配分計畫に基いて割當するのであります。その分までこれでとやかくしようといふのではないのであつて、その點はどうか誤解のないようにしていただきたいと思ふのであります。

○堀川委員 次官の言われることもよくわかるのであります。大體油かすは當然飼料であるべきなのであります。その中幾分人間の食糧にもなり、あるいは肥料にもなるのであります。と申しますのは、前申し上げましたように大體中味も外も全部飼料であつたのであります。それが主食の不足のために、中味まで主食に獻上しておるのであります。でありますからその皮料なのであります。當然過ぎるほど飼料なのであります。その飼料から幾分また食糧に、あるいは肥料に、いふことならば、當然なるところへもつていられるといふことが私は當然だと思ふ。こんな油糧公團に何をもつて關係があるかといふことなのであります。そんな必要は全然私は認められないと思ふ。この點につきましては、次官がどうしても政治的に、政府委員なるがゆえに、いろいろ／＼なことをこじつけられますならば、私の方は私の方で、委員といたしましてその點に對しまして

は相當考へがあるのであります。○井上政府委員 別にこたわつて、また固持しておるわけではございません。今申し上げました通り、飼料になる部分は、當然飼料公團の方へまわす、そのうち人間の食糧になる部分は、當然人間の食糧として確保しなければなりませんし、また肥料にまわす部分は肥料にまわさなければなりません。で、そこでひとまずこれを油糧公團の中で扱う、こういう筋合いになつておまして、全部が全部飼料になるのだという斷定をつけておいて、それをもつて人間の食糧のものは人間の食糧としてその分から渡す。肥料に渡すものはその分から肥料に渡す。こういう御意見のように何うのであります。が、私の方は、油かすの中から人間の食糧にまわす分は人間の食糧としてまわし、また家畜の飼料となるものは飼料とする。また肥料になるものは肥料にまわすといふふうにしておく方がいいではないか。一度飼料に全部落してしまつて、そして人間の分、肥料の分と區分するよりも、その方がいいではないかといふつもりで申しておるのであります。全部これは家畜のものだ、家畜の所有權だ、それを人間様が横取りするとはもつてのほかだ。あるいはまた肥料にまわすのはもつてのほかだという御議論と、私の方の議論とは多少違つておりました。私の方は、油かすといふものをそれ／＼の關係において配分したいといふ考えでありますから、飼料の分まで人間が食おうといふのではないのでありますから、この點は明らかにしておきたいと思ふのであります。

○堀川委員 當然すぎるほど飼料の部

分は、當然飼料公團の方へまわす、そのうち人間の食糧になる部分は、當然人間の食糧として確保しなければなりませんし、また肥料にまわす部分は肥料にまわさなければなりません。で、そこでひとまずこれを油糧公團の中で扱う、こういう筋合いになつておまして、全部が全部飼料になるのだという斷定をつけておいて、それをもつて人間の食糧のものは人間の食糧としてその分から渡す。肥料に渡すものはその分から肥料に渡す。こういう御意見のように何うのであります。が、私の方は、油かすの中から人間の食糧にまわす分は人間の食糧としてまわし、また家畜の飼料となるものは飼料とする。また肥料になるものは肥料にまわすといふふうにしておく方がいいではないか。一度飼料に全部落してしまつて、そして人間の分、肥料の分と區分するよりも、その方がいいではないかといふつもりで申しておるのであります。全部これは家畜のものだ、家畜の所有權だ、それを人間様が横取りするとはもつてのほかだ。あるいはまた肥料にまわすのはもつてのほかだという御議論と、私の方の議論とは多少違つておりました。私の方は、油かすといふものをそれ／＼の關係において配分したいといふ考えでありますから、飼料の分まで人間が食おうといふのではないのでありますから、この點は明らかにしておきたいと思ふのであります。

○堀川委員 當然すぎるほど飼料の部

分は、當然飼料公團の方へまわす、そのうち人間の食糧になる部分は、當然人間の食糧として確保しなければなりませんし、また肥料にまわす部分は肥料にまわさなければなりません。で、そこでひとまずこれを油糧公團の中で扱う、こういう筋合いになつておまして、全部が全部飼料になるのだという斷定をつけておいて、それをもつて人間の食糧のものは人間の食糧としてその分から渡す。肥料に渡すものはその分から肥料に渡す。こういう御意見のように何うのであります。が、私の方は、油かすの中から人間の食糧にまわす分は人間の食糧としてまわし、また家畜の飼料となるものは飼料とする。また肥料になるものは肥料にまわすといふふうにしておく方がいいではないか。一度飼料に全部落してしまつて、そして人間の分、肥料の分と區分するよりも、その方がいいではないかといふつもりで申しておるのであります。全部これは家畜のものだ、家畜の所有權だ、それを人間様が横取りするとはもつてのほかだ。あるいはまた肥料にまわすのはもつてのほかだという御議論と、私の方の議論とは多少違つておりました。私の方は、油かすといふものをそれ／＼の關係において配分したいといふ考えでありますから、飼料の分まで人間が食おうといふのではないのでありますから、この點は明らかにしておきたいと思ふのであります。

○堀川委員 當然すぎるほど飼料の部

分は、當然飼料公團の方へまわす、そのうち人間の食糧になる部分は、當然人間の食糧として確保しなければなりませんし、また肥料にまわす部分は肥料にまわさなければなりません。で、そこでひとまずこれを油糧公團の中で扱う、こういう筋合いになつておまして、全部が全部飼料になるのだという斷定をつけておいて、それをもつて人間の食糧のものは人間の食糧としてその分から渡す。肥料に渡すものはその分から肥料に渡す。こういう御意見のように何うのであります。が、私の方は、油かすの中から人間の食糧にまわす分は人間の食糧としてまわし、また家畜の飼料となるものは飼料とする。また肥料になるものは肥料にまわすといふふうにしておく方がいいではないか。一度飼料に全部落してしまつて、そして人間の分、肥料の分と區分するよりも、その方がいいではないかといふつもりで申しておるのであります。全部これは家畜のものだ、家畜の所有權だ、それを人間様が横取りするとはもつてのほかだ。あるいはまた肥料にまわすのはもつてのほかだという御議論と、私の方の議論とは多少違つておりました。私の方は、油かすといふものをそれ／＼の關係において配分したいといふ考えでありますから、飼料の分まで人間が食おうといふのではないのでありますから、この點は明らかにしておきたいと思ふのであります。

○堀川委員 當然すぎるほど飼料の部

分は、當然飼料公團の方へまわす、そのうち人間の食糧になる部分は、當然人間の食糧として確保しなければなりませんし、また肥料にまわす部分は肥料にまわさなければなりません。で、そこでひとまずこれを油糧公團の中で扱う、こういう筋合いになつておまして、全部が全部飼料になるのだという斷定をつけておいて、それをもつて人間の食糧のものは人間の食糧としてその分から渡す。肥料に渡すものはその分から肥料に渡す。こういう御意見のように何うのであります。が、私の方は、油かすの中から人間の食糧にまわす分は人間の食糧としてまわし、また家畜の飼料となるものは飼料とする。また肥料になるものは肥料にまわすといふふうにしておく方がいいではないか。一度飼料に全部落してしまつて、そして人間の分、肥料の分と區分するよりも、その方がいいではないかといふつもりで申しておるのであります。全部これは家畜のものだ、家畜の所有權だ、それを人間様が横取りするとはもつてのほかだ。あるいはまた肥料にまわすのはもつてのほかだという御議論と、私の方の議論とは多少違つておりました。私の方は、油かすといふものをそれ／＼の關係において配分したいといふ考えでありますから、飼料の分まで人間が食おうといふのではないのでありますから、この點は明らかにしておきたいと思ふのであります。

○堀川委員 當然すぎるほど飼料の部

分であるであります。大體飼料の配給規則の中には、とうもろこしはいつていれば、こりやんもはいつてゐる。またその皮はひろふのことはいつていたのであります。そこで今度公團になつたのであります。現在當然すぎるほど飼料であつたそのものが、主食の不足のために食糧になつてきているのであります。ところが前に申し上げましたように、科學的にこれを考えましても、油を搾つたかすであるその纖維は、人間の胃袋ではどうも消化することはできないのであります。これはつきりしすぎるほどはつきりしてゐるのであります。そして動物の胃袋ではこれを十分消化することができるのであります。それを満腹感のために、かような胃袋に消化できないようなものを主食にするといふことが、すなわち間違ひなのであります。當然すぎるほど油かすは飼料なのであります。そこで私はこれを主張しておるのであります。當然すぎるほど飼料であるから、飼料の部分にこれをまわして、そして幾分満腹感にこれをとり入れるといふことなら、政令によつてそれをおまわしになつたらいかかと私は考えるのであります。その點を申し上げておきますので、當然すぎるほど飼料だといふことはこれはひろふのことである。

○井上政府委員 これ以上議論をいたしたくはありませんが、まあこれは感じてございませう。實際飼料に落しておいて、その飼料に配給された分を人間の食糧にまわすといふことが、感じにおいて一體どう考えられるかという問題が起つてまゐるのであります。當然やはり油かすの中から幾分は飼料に

落し、人間の食糧に轉化するものは人間の食糧にこれをまわす。肥料になるものは肥料にするといふ線を明らかにしておいた方がよいではないか。これは全部が飼料になるのだといふことで飼料に落しておいて、その中から人間の必要な食糧として、これをまた必要な分はとつたらいではないかといふ考え方と、多少私どもの考え方は違ふのであります。私も人間の食糧に上るものは人間の食糧に上し、飼料に上るものは飼料に上すといふ筋道を、この際明らかにしておいた方が食糧關係においてはいいのではないか。こういうつもりでおるのであります。決してこじつけでござらぬとやかく言つてゐるのではありません。この點は明らかにしておきたいと思ひます。

○堀川委員 もう一口、例をあげて申し上げておきますが、同じ飼料にまわすものであります。あの小麦からできるところのふすまであります。このふすまが昨年十一月から本年五月まで一萬四千トンほど飼料に對する配給があつたのであります。ところがこのふすまは現在まで日本飼料統制といひましたか、日本飼料でありましたか、これが現實に扱われなければならぬ飼料配給規則があつたのであります。ところがこの一萬四千トンのふすまが、その原料が外資であるとか、あるいはその他いろいろ小麦の關係上、食糧管理局が原料をおもちになつておるのであります。そこでこの食糧管理局がそれからできるところのふすまを、各縣におきましては食糧事務所が全部握りまして、そうして同じ飼料を配給

するのには、日本飼料が扱つたのは一萬四千トンのうち二百三十トンほどで、あとは全部食糧管理局が配給してあります。それは何に配給してあるかといふと、飼料に配給してある。あるいは緊急輸送用とか、あるいはいろいろな面で名目を立てられて、自分の食糧の運送のために特別にやつておられるのであります。そのために各縣は配給機構がめちやくちやになるのであります。そういう例もあるものであります。これは飼料配給公團のときにお話ししようと思つておるのであります。そういうことであるのならば、公團にはほかの者がもつというところは、ここに適正なる配給ができないといふことになるのであります。でありますから大部分が飼料であるならば、その公團に物資を一應もたすといふことが、私は矛盾でないところの適正なものであると考えるのであります。この點を一應天官まで申し上げておきますから、次官には篤とお考え願ひたいと思ひます。私はこの油糧公團からは、この油かすは、必ず削除せなければいかぬという觀念をもつておるといふことを申し上げておきます。

○野澤委員 長、まだ政府委員の出席がないので、田口委員と小川原委員との質問が留保されております。ほかにどなたか……

○小川原委員 この機會に一つ小さいことですが、お聴きしたいことがあります。醤油のちろみは一體どういふふうにお取扱ひになりますか。醤油をとつてしまひまして、その醤油は公團に出すのでしようが、あとのちろみは自由で會社で處分していいのですか。またこれを醤油の一部分としてお取扱ひ

になるのですか。

○三堀政府委員 言葉じりをとるようではなはだ恐縮ですが、ちろみと申しますのは醤油の醸造の途中なんぞございまして、今御指摘のものはおそろく醤油の搾りかすのことだらうと思ひます。これは實はちろみとは違ふのであります。醤油の搾りかすは、今までのところでは、大體におきましてこれは飼料になつております。最近においては醤油の諸原料が非常に不足してあります。醤油の搾りかすもいろいろ利用方法によりましては使い途がありますので、これをさらにもう一度醤油に使うといふような技術的な考察をいたしまして、できる限りこの醤油の搾りかすをもう一度使うような方法をもつて、現在は各工場とも指導しております。

○小川原委員 いかにも私の言い方が大ざつぱであつて相すまなかつたですが、それがどこまでが搾りかすで、どこまでがちろみか私にはわかりません。一回搾つたあとは搾りかすになると思はれるが、私はそれはちろみだと思ふ。そういうふうにする、その搾りかすから何回おりに搾るつもりですか。

○三堀政府委員 醤油は要するにあの壓搾機にかけて搾るわけでありまして、その搾りかすはちろみと申すのであります。その搾りかすは、一回とか二回とかいふことでなしに、一度搾れば搾りかすになるのであります。その出ました搾りかすは、先ほど申しましたようになお利用價值がありますので、さらにこれをもう一度醤油に使うように現在してゐる。こういうことなんです。

○小川原委員 大體わかりました。一

回搾つたあとの搾りかすを次に使うといふことでありますが、二回目まで全部搾りかすはなくなつてしまひますか、その點です。一回搾つたあとは搾りかすとして、醤油のちろみとして換算はしないのですか。そこをはつきりしていただきたい。

○三堀政府委員 醤油を搾つたものは、ちろみとちろみとはわれ／＼考へておりません。これはできるだけ利用いたした後は、できるかすは當然えさになるものと考へております。

○野澤委員 先ほど申しました通り、大臣と法制局長官がまだ見えませんので、この際はかに御發言はありませぬか。

○坪井委員 現在油糧については、蛋白質とともに、國民の健康を保持する上において非常に缺乏をきたしてあります。國民の健康を保持する上において、一定の脂肪をとらなくてはならないという點から見ても、どうしてもこれは少いものを適正に配給してやらうといふことは、當然のことと考えます。現在品物があればだがやつてもよろしいが、ないから結局配給制度をとつてゐる。これも事實であります。しかし配給公團にして、官吏が配給すれば幾分でもこれがよけいに配給されるというところならば、非常に結構だと思ひますけれども、どうも私どもの觀點から見ますと、これは逆であつて、おそらく官吏のいわゆる統制によつて配給をするといふことになつてくると、むしろ供出量が減つてくる。従つて配給量が減つてくるおそれはないかといふことを多分に憂へます。これらの觀點を政府當局はどんなふうにお考へておるかといふことを、私はまず第一

の點としてお伺いしたいと思ひます。

時間がありまけんからな續けて質問したいと思ひます。適正配給と言われまけんけれども、それは根據をどこに置いておるか。ただあるものを、結局數字によつてこれを配給するということならば、だれでも數字を知つておる者だつたらできます。しかしながら國民の保健、健康ということを持する上においてのカロリーから見て、どうしてもこれだけのものが必要だ、この脂肪が必要だというような絕對量から見て、この公團でやればそれだけのものが配給される、確保されるということであつたならば、私はもちろんあえてこの公團によつての配給を阻止するものではない。けれどもそうではないならば、この今の、一方においては失業者が續出してあります。そうしてなんで一般は生活していこうかというときに、それは官係によつていわゆる統制をしていつて、一般民間人を採用しないということになるのならば、結局失業者を續出させる。官吏のみがここで安んずるような生活がかりにできてくるかもしれないが、一般國民大衆はこの道になつてくるのではないかと云ふことも憂慮されます。ひいてはこの油糧配給の面から見ても、そうしたいわゆる社會問題ということまでも考えなくてはいかぬではないか。これらについてはどんな考えをもつておるか、いわゆる失業救済という面から見ても、わざ／＼官吏が公團をつくつて配給せんでもいいではないか、こういう見解を私はもつておるのであります。これが第二點であります。

第三點におきましては、生産の面に

觸れぬということ、先般質問したときに言われましたが、配給の面だけだと言われまけんが、生産がなくては配給はできない。結局この油糧配給公團が實施されるならば、生産面にどういう手を打つていくかという具体的な方法について、いわゆる絕對量を殖やすというような方法についての、今後に対する政府の御所見を承りたい。これが第三點であります。

次に資本金が一千萬圓であります。これは政府が全額を出資すると言われまけんけれども、結局この公團をつくれれば、相當のいわゆる事業資金がたぐさん要すると思う。一手買取をするには相當の額が要すると思うが、そういうことになつてくると、政府はたださへ國の赤字のときに、一方的に莫大な金をその方面に向けるといううなことをしなくてはいいではないか。民間にやらしておけばさういふこともないではないかといううなことを考える點において、私ははたしてこの一千萬圓の資本金でいくかどうかという、資金面について政府はどういう處置をとつておるかという點についても、詳細に伺いたいと存じます。

なおまた役員に關する事項であります。すべてが天降りであつて、これまた官僚そのものであります。もつとこうしたものにいつては民主的にいかなくはない。しかもこうした一つの配給公團におきまして、名譽的色彩を設けるといふような點は、絕對に私は反對したい。理事もあれば理事長もあるといふたような限でいけばいいかと思ふのに、ことさらに十條におきましては、油糧配給公團に役員として總裁、副總裁を一人おくと

いうようなことになつておるが、こうしたものは私は要らぬではないかと思ふが、これらに對する御所見を伺いたいと思ひます。看板倒れのものには要らない。それから十六條であります。これもまたことに幅濫してしまつて、「油糧配給公團は、業務開始の際、業務方法を定めて、經濟安定本部總裁官に提出し、その認可を受けなければならない、これを變更しようとするときも同様である。經濟安定本部總裁官は、前項の認可を行つたときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總裁官にあるものとする。さういふような幅濫的な責任の點においてかまふにしないで、これはもちろん配給公團ができればその責任者ができる。これが責任をもつことは當然のことでありまけん。さうしたまわりくどい、幅濫的なことを避けるという點について、どういふ考えをもたれておるかという點について、お伺いをいたしたいと存じます。

三十二條におきまして「油糧配給公團が成立したときには、帝國油糧株式會社は、解散する。前項の規定による帝國油糧株式會社の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。さうなつておられますが、この帝國油糧株式會社は解散する。その解散後におけるこの會社に對するいわゆる補償とか、その他の點については、どういふ方法をもつていくかといううな點について、お話を伺いたいと思ひます。まず最初にこれらの點について、油糧配給公團法について部分的に政府の所見を御質問したいと思ひ

ます。

○三堀政府委員 第一のこの公團實施に伴つての生産の面でございます。が、たゞ／＼繰返して申し上げておきますように、一應この公團法は公團の組織法でありまして、生産の面につきましては、別段直接の關連をもつておらないわけでありまして、従つて法律の内容といたしまして、生産をどうするといふようなことは出てまいらないわけでありまけん。ただもちろん生産あつての配給なんでありまして、生産が殖えなければ配給も圓滑にいかないことは當然のことでありまけん。生産につきましては、この公團が設立されるさへにいかかわらず、今のところいろいろできるだけのことはいたしておりますし、今後十分できるだけのことはいたしたいと思つております。特にさしたりの大きな問題といたしましては、國內産だいの増産であります。これは、これらについてもできるだけのことはいたしておるわけでありまけん。ただこれはなほ遺憾なことに、十分の餘地がございませんで、國內産のたいさをもつて賄うだけには當然足りないわけでありまして、それにはどうして

も油糧關係をいたしましては、輸入にその資源をまつのが今後とも非常に大きな面を占めるだらうと思ひます。輸入の點につきましては、さういふうななはつきりした配給機構が整うことによりまして、輸入の面につきましても當然増進されるということが想像されるわけでありまけん。さういふ面におきましては、生産とは別に要するに供給を殖やすという面におきまして、この公團の設立は、相當今後の配給増加の面に貢獻するところが多いのじやない

かと思つております。

それからその次の問題といたしまして、この公團をつくることによつて、官吏がこの公團の事務の内容に當つて、従つて失業問題を起すといふような點を御心配のようでありまけんけれども、この問題は前にも申し上げましたように、公團の職員は大體において現在の統制會社、統制團體——この油糧公團としては、當然帝國油糧の職員が大部分この公團の職員になるわけでありまして、この公團をつくることによつて形式的に職員の數は殖えるかもしれまけんが、それは現在の帝國油糧の職員が公團の職員に肩代りされるにすぎないのであります。その間に失業問題を起すといふような御心配は要らないのではないかと思つております。

その次は資金の問題でございます。これはもちろん一千萬圓で賄えるわけではございませんで、この公團の取扱いの高に應じまして、適當なる運轉資金を要するわけでありまけん。その運轉資金は法案にも明記してありますように、復興金融庫から借りることになるのであります。もちろん現在の復興金融庫のわくでは小さいのであります。現在設立を準備いたしております各公團の資金狀況に應じて、復興金融庫もそのわくは相當殖えることであらうと、われ／＼として考へておるのであります。その面において、今後の公團の運營にはさしたる支障は來さないものであります。ただこの公團をつくるにつくらぬにかかわらず、當然國內に生産される、あるいは外國から輸入されるものを動かすには必要な資金は要るわけなのであります。それは公團になるならぬにかか

かと思つております。

わらず、すなわち物を取扱うことによつて動く資金の量は、そんなに變化はないわけでありませう。従つて公團をつくることによつて政府の負擔が増すと、あるいは國民經濟上に大きな影響を與えるというような問題は、もちろんございませぬ。公團をつくつてもつくりなれても、それだけのものが國內に生産せられ、あるいは外國から輸入されるならば、當然それだけの資金が要るわけなので、その資金は國として當然賄ふなければならぬので、ただそれを公團が使うか、あるいは民間の機關が使うかにすぎないのでありますから、公團をつくることによつて、別段國家の負擔が増すという問題は起つてこないと思つております。

また役員の任命についても、大臣からお話がありましたように、法案の建前はでき得る限り大臣の任命になつておりますけれども、民主的な運営方法をとつて、業界の希望に合ひ、民主的な運営のできる人を選ぶことは、當然のことだらうと思つております。ただ總裁といふような文字を使つておりますけれども、これは今まで出ました各公團ともみな總裁、副總裁という言葉を使つておりました。これに強いて異を立てるほどのことはございせんので、そのまま總裁としたわけでありませう。現在帝國油糧にも社長がおりまして、その社長が總裁という名前を今度新しくかぶるだけの話でありまして、大した違いはなかりうかと思つております。

國それがら次は十六條の監督權の關係でございませう。この點も今までたび／＼問題に出たわけでありませうが、經濟安定本部の總裁長官も、全體的な計畫を

立てる意味におきまして、當然監督權をもつております。また大蔵大臣も資金その他の關係で、ある一部の監督權をもつておられるわけでありませう。主務大臣はもちろん主務大臣としての責任があるわけでありまして、總裁長官が最終的な責任者でありますけれども、そういう認可その他の關係におきましては、それ／＼關係の大臣に相談をするといふ官制の建前でございます。それから三十二條の關係における、帝國油糧の解散後の措置でございますが、帝國油糧はこの公團が設立されれば當然解散になります。解散することによつて、別段補償等の關係は現在としては考慮しておりませぬ。補償等をしなればならぬ必要は生じてこないものと考へておるのであります。

○坪井委員 これは見解の相違ですが、資金を政府が使つても民間が使つても同じだと言われませうが、資金が足らぬからといつて復興金庫の金を借りた場合においては、それだけ復興金庫は金が少くなる。復興金庫は國家を再建する上に大きな使命をもつておられるのでありまして、その金を使うのと民間の金を使うのと、私は大きな相違があると思ふ。民間は金を借りたくても借りられない。そういう現情のときに、政府自身がみずからこれを獨占してしまふといふことは不都合だと考へます。この點は私が見解の相違ですが、これはどちらが使つても同じことではなくて、當然活用いかんによつて大きな差をもつておられると思つておりますから、この點については御再考をお願いいたします。

それから役員あるいは總裁の關係で

ありますが、これは一應はこうなつておられるけれども、形式的に置くといふような話でありませうが、そういう形式的や、ただ名前をつけるだけであつてどうでもいいものならば、むしろ置かない方がよいではないか。ただ二つの床の間の置物式にこれを飾りつけるんだといふような、有名無實なものであらうならば、絕對これは置かぬ方がよいと思ふが、どうして總裁、副總裁を置かなければならぬといふ強い理由があるはずですから、もう一遍御再考の上御答辯をお願いいたします。大體總括的に申しまして、この油糧といふものはただ配給の適正をはかることのみが大きな目的になつておりますけれども、私はこの根本は國民の健康保持、いわゆる國家再建のために、一般國民の勤勞意欲を高揚する上において、こうした脂肪が必要であり、これらの量を殖やして、適正圓滑に配給するのが目的であると思ふが、これはただ形式的の配給にとらわれまして、この公團はまつたに生れても價值なきものだと思はれております。これらの目的について、もう少し突つこんだ強い考へをもつて政府は當るべきであると思つておるが、これらについてのお考へは井上政務次官から伺いたい。

○三浦政府委員 資金の問題につきましては、もちろんこの公團は油糧の一手取り、一手販賣をするという、國家的に必要な物資の配給に當る團體でありますので、それに要する資金については、國としてももちろん特別な考慮を拂わなければならぬと思つております。その資金が不十分であつて、公團の運営に支障を生ずるというようなことではあれば、もちろん公團をつ

つたことが意味をなさぬことになりませうので、公團をつくりませう上からは、その後における公團の運営に支障のないだけの資金は、當然國としても考へるのが筋なのでありまして、それは當然のことだと思つております。ただ私の申し上げましたのは、公團をつくるにしてもつくりなれても、要するにその物が動くのには、いづれにしても金が要するのだからということを示し上げたのでありませうけれども、御指摘の通りに、それが復興金庫を通じて出るのと、市中の金融機關を通じてやるのとは、ある程度の差はもちろんだと思ひます。そして公團をつくりませうがらには、今も申しましたように、その運営に支障のないだけの十分なりしうの盾と申しますか、はつきりした保障なりを、政府としても當然やつていくことになると思つております。

それから役員は總裁、副總裁がどうでもよろしいと申し上げたわけではないのでありまして、ただ名前が總裁といふことになつたことについて、強くて深い意味があつたわけではないのだから、このことを申し上げただけであります。これは一つの方針でありませうし、その業務を行います上には、當然當面の責任者がいるわけなのでありませうので、この責任者として總裁なり副總裁を置かなければならぬことは、これは當然のことなのでありませう。公團をつくつた上は、その公團の責任者としての總裁、副總裁といふものは、これは絕對に必要なものだと思つております。そしてその任命その他につきましては、これはでき得る限り民主的な方法で實際はやつてまいりたい、こういうことを申し上げたのであ

ります。

○井上政府委員 公團をつくりつて實際民主的に運営して、その適正な配給が期せられるかどうかということでございますが、問題は國民の絕對に必要な生活資材が、いさ／＼な點で思ふやうに政府の計畫ルートへ上つてまいりませぬので、一方國民の生活を確保し、これによつて産業經濟の再建をはかるという見地から、物が足らなければ足らぬように、一層明確な線で物を押さへまして、そして完全なこれを配給していくという、明るい面を出さう。なおまた、そういうことを完全に行うことにおいて、今後必要な需要量に對する生産計畫もおのずから立ちますし、またそういうことを明らかにすることによつて、今後生産面におけるいろいろな明るい統制も完全に行われることになりませうから、現状では、この法案をもつて完全に國民の需要を充じ、かつそれによつて一切のものがうまくいくとは考へておりませぬ。しかし、いろいろ明るい一つの方向を立てて、今後あらゆる面を正確なルートでやつていくのだという線を示明かにして、この線にあらゆるものを捕捉、擴大強化してまいりたい。こういうつもりでございますから、御協力をいただきます。

○坪井委員 今の次官の御答辯ではちよつと満足ができませんが、この公團法によつては、結局明るい一つの目標のもとと言われませうが、おそれなくこのくらゐどうもまつくらゐ、むやみな、いわゆる公團法はないと思ふ。現状におきましては、この目的、つくりだす性格といふものが、まつたに過渡期における一つの、ないからやるの

だというだけの單なる、いわゆる配給の配給というだけに終つておる配給がたします。政府においては、どこまでもこれ以外には、もう他に完全無缺な配給機関はないのだというところまで十二分に研究し、検討を加えて、そして、しかもこれにいくならば、今までかりにこれだけの配給があつたけれども、今後はこれが二割でも、三割でも、あるいは五割でも殖えていくのだという、それを國民一般に納得のいくような、安心をさせていく法案であるならば、これは願望されて、明らいたころの公國だということが言ひ得られると思ひますけれども、結局統制を強化して、いわゆる官僚だけで今まで民間でやつていたものを取上げて、そして高飛車にやつて、物が減つたということであれば、これはまつたく將來明らいたころではない、ほんとうの暗黒なる公國法であるということを、私は言わざるを得ないであります。これは以上説明を求めたいというわけではございせんが、どうかひとつ大臣並びに、今度は大蔵、あるいは安本というように、各所管に關係しておりますので、私は本來ならば、今日は安本長官また大蔵大臣、あるいは農林大臣も出席を求めて、これらについての眞の目的を明確に知らしめてもらいたい。

こう考へておたのですが、遺憾ながら今日は見えておらないので、どうかひとつ十二分に、次官からもこの意を傳えて、明らいたころの公國法によつていくんだといつたこの線に沿つて、一つ萬遺憾なきを期してやるように、特に私は委員として切望いたしますので、この公國法についての賛否ということについては、今申し上げぬが、とにかく

今後こうしたい、なる公國法が出ますけれども、もう少し政府としては、案を吟味する上においても、この目的を明確にして、ひとつ今後はすべてをされたというところを希望しておきます。

次に食料品配給公國について、簡単に政府のお答えを願ひたいと存じます。食料品配給公國法の第一條に「米、大豆、小麦、アミノ酸、グルタミン酸、砂糖、鹽、糖、乳製品その他命令で定める食料品の適正な配給に關する事務を行うことを目的とする。」これも品目をこまにあげまして、簡単にただあるからこういふものをやるのだ、またおそろく食料品といひましても、この中にはほとんど主食になるべきものが相當多いのであります。これらの限を政府はどう考へておるか。いわゆる米や醤油を多くつくつてしまへば、食糧の方が減つてくるというところに相なつてくるわけですが、これは國が計量的に、運配配が行われているときに、結局みそで腹がふくれた、醤油で腹がふくれた、カローリがとれた、と言つて喜んでゐるものは國民一人もいない。やはり豆でもろうとか、あるいは小麦でもろうというところになつてくれば、これは相當價値があると思うが、どうもややもするとこれが一つの企業倒れ、あるいは過去においては一つの業者の利潤といふようなところから、まあ何番でもいから押つて、そしてカローリでも入れて色をつけて、一つ醤油にでもしようというところが相當あつたではないかと想像される點が多あります。またみそも代用米といふものがありまして、私が言わぬでも知つてゐると思

います、みその悪いのはぬかみそといつておりますが、ぬかでつくれば相當うまいものができるが、どうも馬鈴薯やさつまいもの原料では、いいみそはできぬ。ないから仕方ないが、どちらでも、主食をこの方面に向けて、みそを多量につくつて、この配給を適正にやろうといふことは、どうもこれは非科學的だ。もう少し政府としては科學的に考へて、そうじつ小麦とか大豆とかあるいは甘藷、馬鈴薯といふような主食をこの方面にまわさぬで、現在のこのカローリがとれるといふような方向に向つて進むべきだ。それからさういふものはどういふものがあるかといへば、これは考へれば、さなごのようなものからは、いくらでも油もとれたり、いくらでもいいみそがつつぱにできる。さういふものの利用價值は何ら研究せずにおいて、先づほの方のできたものを、ただちよんと適正配給するのだ。それで配給公國はさきに井上次官が言われたように、どうも明瞭化された、明らいた配給機構が確立されるなんといつてゐるようでは、まことに時代に逆流する政府の施設と考へておられます。これらにつ

て、主食の關係は減りますけれども、小麦とかだいずをどなんぐあいに政府はこの方面に使つてゐるのだ。さうすれば運配配はよい殖えてくるが、一體さういふ面についてはどんな考へをもたれてゐるか。また今後は米、小麦あるいはさつまいも、馬鈴薯などを使わぬで、みそ、醤油をつくつていくことを考へておるかといふ點について御答願ひたい。私は少くとも科學的な方法によつて、今後みそ、醤油をつくつて主食の方にこれらを振向けるべきだと考

えておりますから、この點についての御見解をお述べ願ひたい。

さつきも私が申し上げました資金面でありまして、第三條には食料品配給公國の資本金は四千萬圓になるということになつて、前の三千萬圓よりは殖えておりますが、かように政府は元卸しはするけれども、結局賣入りがないというわけで、ますますいつた責任は政府が負うのだといふようなことになればかまいませんが、結局は國家國民の負擔になるということをはなれてはいけません。結局資金面についての關係を十二分に考へていくべきだと、私は考へておるわけでありまして、これらについてはたしてこれでやれるかどうか。はたまた資金は一體一手買取りという場合において、どれくらいこれが要るのだ。どのくらい金があつたらきて、しかもまた内地のものもあるいは外地のものまでも買ひ入れるといふような場合においても、價格差に對する補給金といふような制度がなくてはできぬと思うが、これは一體どうなつておるかといふようなことも、わかつておつたならば御説明を願ひたいと思ひます。

する。これはでき得ないと思ひます。その見地からすると、十四條にまいりまして、「食料品配給公國の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。」さうやんと規定があるのに、そんな方へ曲つて、結局解散したものは使わうと使つて、頗著ないのに、一會社を救済するためか、職員を局部的に救済するといふためにこれそのまゝ名前をかへるなんていうことは、不都合千萬である。やはりこの方面においても、さういふような方法でいくのかどうかといふことについて、政府の考へを伺ひたいと思ふ。もしさうするならば、この第十四條によつていくといふならば、社員とかあるいは職員をそのまま採用するといふようなことは勝手氣ままだ。言語道斷の考へと言わざるを得ない。これについての考へを明確に御答願ひたい。

三十一條にまいりまして「この法律は昭和三十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその效力を失ふ。食料品配給公國は前項の時に解散する。但しその時までになした行為に對する罰則の適用及び食料品配給公國の清算に關しては、この法律は、この時以後もなおその效力を有する。」さうなつておられますが、すべて政府は何でも緊急だ、暫定だと言つて、一時逃れにいたしまして、行當りばつたりの政策を、すぐに政令とかあるいは獨斷專行にやることが多いのでありますけれども、一旦これを法律として出した以上は、どこまでも權威を保ち、なおまたこの責任を負わなくてはならぬ。いかに緊急でありましても一時的のものでは相ならぬと思ふ。二十三年四月の一日が來た場合、または

經濟安定本部を廢止のときのいずれか早いときにその效力を失う、こうなつておりますが、結局この公團が解散したときに效力を失うということにしておけばいいと思う。ことさらにこういふことをするというになつておるが、これはどんな考えをもたれておるか。これについて伺いたいと存じます。その他一番最後にこの提案の理由があります。一まず、しよゆゆその他食料品の適正な配給を圖るため、食料品配給公團を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。これだけではどうも國民をあまりにも侮辱した理由だと私は言わざるを得ない。もう少し官吏は、いかに暑いかしらぬけれども、ひとつ勉強されて、理由を明確にしたいだかなければわれ／＼は納得できないと思ひます。次官はこれらについても、政府委員の提案者、成案者に、これらについての内容を十分に検討させて、そして理由についてはこうだ。これでこそ眞の公團ができたならば、われ／＼はこうした食料品というものは、安心して配給を受けられるのだという安心を與えて、あるいはまた目的がそれであるならば、われ／＼いかに官僚統制だろうと何だろとかまわれないというところまで、もつていかなければならぬ。こういふことでは、まず／＼官僚統制の横暴をここに發揮しておるというふうな點からみて、われ／＼も委員の一員として實は憤慨しておるのであります。これらもひとつ、次官はどういう態度をとられるか、なおまたどんな方向に向つての公團の提案理由か、よくわれ／＼に納得のできるような説明をされ、確固たる御意見を伺ひたい。

○井上政府委員、大體大要の點は私からお答えをいたしまして、詳細な點は事務當局から説明をさすことにいたします。

第一の御質問のみを、醬油に主要食糧を振當てるといふことは、結局運配缺點等を起しておる現状において困るじやないか。できるだけみそ、醬油といふよりなものは代用品をもつて、あるいは未利用資源その他のものを活用することによつて、主食の方を確保する必要がありはせぬか。こういう御意見でございます。現下の食糧事情は、御存じのごとくまづたく主食の絕對不足に當面いたしておりまして、この確保に政府が非常な努力を拂つておりますときに、特にその一部をみそ、醬油にされるゆゑんはどこに一體あるか。もちろん今日みそ、醬油の需要量といふものは、それを主食糧に充足するだけのものを割いておりませんけれども、現在の主要食糧の中から特にみそ、醬油に割いておられますゆゑんは、人間の生活においてみそ、醬油といふものがいかに重要な食品となつて今日使われているが、米の足らぬときだから、みそ醬油なんてつくる必要はない。鹽でもねぶつていたらいい、これなら問題はない。しかし、やはり人間生活は味わいのある、潤いのある生活をする必要がありまして、またみそ醬油といふものが、やはり日本人の食生活の上に重要な營養價値を占めていて、現状におきましては、これに相當の資材を確保することは當然の行き方でありまして、しかし絕對量の不足は、主要食糧を、その方の要求に應じて思ふように割くことはできませんから、そ

の何分の一くらいしか、わけられませんが、詳細な數字はあとから説明をさせていただきますが、それ以外はすでに皆さん御存知の通り、煮干汗を利用しますとか、その他さなきであります。いろ／＼な代用品が今日出ておりまして、これらの代用品については國民といたしましても十分満足なものはできていないのでございまして、しかし主要食糧の足りない現状においては、代用品を醬油においてある程度のがまんを願つていふようなわけでありまして、しかし主要食糧の確保がある程度見込がつかますならば、さらにこれらの點についての對策を講じて、調味料におけるわれ／＼の家庭生活の潤いを増していくたいという考え方もつておる次第であります。現下の事情は、このみそ醬油の絕對量が需要量に對して少な現状において、これをまづたく公正な方法で確保したい。またそれを配給したい。それで國民生活を少しでも明るい面に導きたい。こういう目的でこの公團法を提出しているゆゑんでございますから、御諒承いただきたいと思ひます。

その次に一手買取り、一手販賣をやする場合の資金計畫はどうかというお尋ねでございますが、この點については、政府といたしまして、公團をつくるに大衆の食生活を明るい方向に導くといふのでありますから、それに必要なる資金は十分確保いたしまして、この公團の運営に差支えない方途を講じたいと考えている次第であります。最後に、提案理由がはなはだ貧弱ではないか、もう少し公團法をつくる理由を堂々と述べて、國民の協力を求めるべきではないかというお尋ねでございます。先日は、當然でございます。ただ、そこにお手もとに差出してあります分は、紙の關係、いろ／＼な關係で、まづたく短文になつております。しかし先日この委員會に、大臣から本法案の説明書を實に四十五分の長き時間を書きまして、堂々その提案の理由を詳細にわたつて述べておりますから、どうぞその方において、十分この公團法を政府が提出した理由を御了解をいただきたいと存する次第であります。なおそれらの資料はございしますが、もし提案の理由が詳細に知りたいという場合は、お手もとの方に速記もまわります。速記がまわるまで間に合わない場合は、私の方にございしますから、ゆつくりひとつ御検討を願ひたいと存する次第であります。その他は事務當局から説明をさせていただきますことにいたします。

○三堀政府委員、この公團法の取扱ひ方でございますが、これは先日お手もとの資料としてお配りしている中に入つておるのでございしますが、食料品配給公團事業計畫概要というものが表紙を除いて四枚目にあります。その中に出ておりますので、詳しくはこれをご覧願ひたいと思ひますが、最後のつじつまだけ申し上げますが、合計は七十七億三千八百萬圓あまりになつております。これに要する年間の運轉資金が六億九百萬圓、こういう數字になつております。最初に申し上げましたのと、その後さらに數字を精算いたしました。若千の違ひが出てまいりましたけれども、大體現在われ／＼の方で計算いたしましたところでは、七十七億と十六億、こういう見當になつておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

それから職員につきましては、先ほども申し上げたのでありますが、現在各統制機關の職員が、この公團取扱物資の配給に關しましては、知識経験をもちておる者でありますので、そういう者をこの公團の職員としてできるだけ採用してもらいたい。そういう者がいわゆる政府職員となつて、この公團の中で働くことになるわけでありまして、それが公團を運営してまいります。これは、最も適當な方法ではなからうかと考えておるのであります。それから三十一條の關係でございますが、大體臨時物資需給調整法そのものが、御存知かと思ひますが、やはりこれと同様の行き方になつておるのであります。二十三年の四月一日または經濟安定本部の廢止の時、いずれかその早い時というその時に、臨時物資需給調整法も效力を失うことになつておるわけでありまして、それと歩調を合せておるわけでありまして、こういう臨時物資需給調整法の物資については、大體同じような考え方でもつて書いておるわけでありまして、もつとも度々申し上げておりますように、この一年あるいは一年半くらいで、こういう配給統制を實施する必要がなくなる。従つて公團がもはや存続の必要がないという事態が、そう簡単にくるだろうとは豫想せられないわけでありまして、書き方といたしましてはそういうことになつておるわけでありまして、○坪井委員、ただいま十四條の「食糧品配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。」こうなつておるにかかわらず、希望があるから、しかも今までの経験者でやるこ

とが安當であるというふうには、ただ簡単に考えられておられるけれども、この點についての説明がきわめて不満足でありまして、そんなら一般民間の學識経験のある者よりこれを入れるという方向に行かなければよろしいでありまして、これで見ると官僚そのものである。こういう點についての見解を質問したので、ただ今までに経験があるから、そういう者を入れることが安當である。こういうふうに言われておられますが、その精神がどこにあるかという點から見ると、十四條の今の言葉は相反するではないか。かように考えまして、いま一應明確なるこれに對する御答辭を、井上大臣からできま

どもの方も思ひ切つてやるつもりであります。何もこれは前の職員だけにおかれ限つておられるわけではありません。あらゆる有能な人をやはり入れて、公團を圓滑にやりたい。差當りは今やつておる人の中で特に経験の多い人、またまじめにやつてもらえる人、この人をお願ひすることが、配給の上に最も圓滑ではないかという立場に立つてやつておるのでありますから、その點御了承願ひしたいと思います。

○井上政府委員 この安定本部の組織及び公團につきまして、安定本部の總務局長等の職限につきましては、實は新しい制度を今出出したものではございませんで、先般の議會を通過いたしました公團法も、大體同様の形をとつておるのでございます。しかしただいま御質問のありましたごとく、この御質問は行政機構にとりましては非常に深刻であり、かつつこんだ質問でありまして、特に今回私からその趣旨を御説明をさせていただきますと思ひます。

が、法制局としては、どういふ考えでかくのごときことを認めておるかという點をお聞きしたのであります。

としましては、事あくまでも重要なこととでありまして、あくまでも總理が最終的に行政官廳たる地位をもつべきものであつて、これを單獨の大藏省とか農林省という省にわかつことができない。よるな総合的な、いわば現在の政治のほとんど重要な部門をもつておられるわけでありまして、各省にわかつことはできない。しからば總理みづからやるがというところ、ここにございますように、安定本部令の七條にありますように、全體の大きな立場においてはあくまでも責任者である。しかし事と場合によつては最後の指揮監督の責任は維持しす

すなければ困つておきたい。

○井上政府委員 新しくできまます公團法の役員について、從來の統制會社の、あるいは民間團體の人々を採用するのについて、これが政府職員になるということから、いろいろの疑義があるのではないかというお尋ねでござい

○田口委員 この前經濟安定本部長官にお聞きしたのでありますが、法制局から回答してもらつたというところで留保になつております點についてお伺ひいたします。經濟安定本部令第一條によると「經濟安定本部は、内閣總理大臣の管理に屬し」云々の規定があつて、また第七條には「總裁は、内閣總理大臣を以て、これに充てる。總裁は、部務について、その責に任ずる。」とい

その、安定本部令そのものが、從前の行政機構から見ますと相當變つた形をとつております。公團法も非常に變つた形をとつております。われわれのように法制を擔任いたしましたところ、立場から見ますと、なるだけ從前の機構に當てて済むなら済ましたい。從前の行政法の形で、ばまつていくものはめていきたいというものが、大體法制局の考え方でございますけれども、とにかく安定本部ができ、公團法が生れ

て、なんとが結果を得ていきたいといふ大きな實質上の要求と、かつまたこれと從前の行政機構とをいかに含むし、ていくかというところに、私ども法制を擔任いたしておりますものの苦心があつたわけでありまして、しからばどの邊まで實質の要求を認めるかと申しますと、これはあくまでも日本國憲法の許しておる範圍内でございまして、またい

に現われてくる處分とか、認可とか、こういうことを一々總理大臣がやつておつては、總理大臣の他の大局の面が失われる。従つて總理大臣のふところにはいつて、總理大臣を補助する立場の者に行政權限を與えていつていいじやないか。結局、上の責任は總理にあるけれども、具體的の個々の處分の責任は、安定本部總務局長というクラスの方に任じていつた方がいいじやないか。これは各省にわかつことができない非常な総合的であり、根本的なものであるから、總理自身がもつていきな

るのではないかというお尋ねでござい

すが、政府といたしましては、要するに公團を圓滑に、公正安當な方向に運営することが第一條件でございまして、それから、その場合に、今までの統制會社の役員なりあるいは職員なりが、どうもあまりやつていない。特に一部の者には非常に不正、不公正な者があるというふうな者は、政府としては救済ないのであります。あくまでもやはり公正安當な、この人に任せておけば、十分責任をもつて運営してもらえんという責任のある人を選ぶのであります。もちろんそれ以外に、技術に、經驗に、學識に、この公團に入つて十分働けるだけの能力のある人をどん／＼御推薦を願ひたい。そつたしますれば私

總務局長は、部務を掌理し、部内の三級官の進退を專行する。」と規定してあります。この條文から見ますと、經濟安定本部の最高機關は總裁であり、經濟安定本部全體の責任者は總裁であつて、安定本部長官ではないと思つてあります。この公團法によると實際の安定本部に關する一切の事務は安定本部總務局長がやる。その責任は安定本部長官がとるようになつて書いてあります。安定本部令とこの公團法との間に食違ひが相當あると思ひます

んとしてきたゆえんのものは、この非常に行き詰つてきた經濟危機を打破していかねければならぬ。これを克服していかねければならぬというふうな、重要な問題に當面いたしました。それでこの安定本部そのものの存在は、この經濟危機を打破していく、短期間の暫定的な存在であります。またこの公團法も、先ほどなたから御質問がございましたが、短期間存在していただくのであります。この短かい期間には、從前の考え方をぶち破つ

て、なんとも結果を得ていきたいといふ大きな實質上の要求と、かつまたこれと從前の行政機構とをいかに含むし、ていくかというところに、私ども法制を擔任いたしておりますものの苦心があつたわけでありまして、しからばどの邊まで實質の要求を認めるかと申しますと、これはあくまでも日本國憲法の許しておる範圍内でございまして、またい

としましては、事あくまでも重要なこととでありまして、あくまでも總理が最終的に行政官廳たる地位をもつべきものであつて、これを單獨の大藏省とか農林省という省にわかつことができない。よるな総合的な、いわば現在の政治のほとんど重要な部門をもつておられるわけでありまして、各省にわかつことはできない。しからば總理みづからやるがというところ、ここにございますように、安定本部令の七條にありますように、全體の大きな立場においてはあくまでも責任者である。しかし事と場合によつては最後の指揮監督の責任は維持しす

るといふことにつきましては、補助部局たる安定本部総務長官に行政官職としての権限を與えていた方が一番いいだろうという考えで、つくつたのであります。従つてその限度においては行政官職であります。この行政官職は憲法によりまして、内閣法によりまして、あくまで總理大臣の指揮監督を受けておるのであります。總理大臣が行政各部を、内閣を代表して指揮監督する中においては、總理大臣の権限に紛淆を來たすことはいふといふ考えで、私どもはこの公團法を提出した次第でございます。

○田口委員 實際問題として、總裁より安定本部長官が實際の事務をとる。だから實際にとる者を書いたのだ、從來の觀念とは違つたといふ方をとるのだというお話であります。しかば今後實際に主務大臣とか、この公團法にも主務大臣というふうな抽象的なことで相當書いておられますが、將來この事務はだれ／＼がやるというふうな、實際擔任者を書くような法律の書き方に今度は改めるのですか。その點をお伺いしたいと存じます。

○井手政府委員 ただいま申し上げました通り、各省の機構は行政官廳法できまつておりまして、大臣が行政の當局者となり、最高行政官廳は大臣であるという建前はあくまで堅持していきたい。事項によりましては、小さなものは財務局長とか警務局長であるといふ地方部局、あるいは引揚援護院總裁といふような、いわゆる中央におります外局長官に與えることはあります。大きな事項は今後といへども各大臣の権限にわれ／＼は維持していきたいと思ひます。具體的問題が起ります。

して、そういうことでやつていけるか、あるいは特にこれを他の、従前では補助部局であるようなものに與えるかといふことになりまして、その時々問題であります。大體においてわれ／＼は、各省では少くとも大臣以下の、局長あるいは次官といふようなものに、獨立官廳たる権限を與えていきたくないと思つております。但し總理大臣は先ほど申しましたように、一面において内閣を代表して、非常面に大きな職務をもつておられます。一面において行政としても、現在總理廳の包藏しております。行政の量は非常に多いのであります。従つて總理廳上におつて、そのことによつて補助部局である外局の長官または内局の長官、たとえば恩給局長のようなものに権限をもたしていくことは相當起るうかと思ひます。われ／＼としては責任はあくまでも總理にあつて、その具體的處理は、總理を煩わすのは困るというふうな兩面の要求が一致したときにおいてのみ、そういうことにしたいと考えております。

○田口委員 結局行政事務を處理するのは長官にさせる、責任は總裁が負う。こういうお考えのようですが、これはこの法案だけを見ても責任の所在が三つになつておられます。主務大臣と安定本部総務長官と總裁ということになると思ひます。特に總務長官が最後の責任者であるという規定が十六條、十七條、十九條、二十一條に規定されてあつて、責任もこの點については總務長官が負う。それ以外の點は總裁たる總理大臣が負う。それからその他主務大臣が負う。こういう三段の責任を負う機構ができるのですが、法制局はそれを認めておるのですか。

○井手政府委員 各種公團法に、主務大臣に協議したり主務大臣の承認を受けて行つ場合に、安定本部総務長官の責任が最終的であるといふことは書いてあります。これは少し耳新しい條件であります。各省が事實上の處分をする、あるいは各省に相談して安定本部総務長官が處断をするという場合に、おいても、これはあくまで總務長官、全體の經濟危機突破といふところから起つておるのであつて、協議したり承認を求めてきたからといつて、それは安定本部の總務長官の責任を減殺するものではないといふことを明示したものであります。その規定がなくして主務大臣がそのまゝ出ておられます。これは、これは主務大臣の獨自の権限であります。安定本部総務長官が承認を與えるとか、安定本部総務長官が協議をしてもその定めるところの場合には、あくまで總務長官の意見と協定をやつていくのだといふことを、法文に表わした次第であります。總裁が責任を負わないといふことは安定本部令の方の問題であつて、公團法の問題といふよりも、安定本部令の立て方だと思つております。これは内閣法であるいは憲法に基きまして、あらゆる行政官廳のやることについては、いかに法律で主務大臣に最終的責任があると書いてあつても、もつと根本にいきまして、憲法で總理大臣が内閣の代表として行政各部を統括する、指揮監督するといふことがある以上は、字がどうあるとも、あくまで憲法にもどります。總裁である内閣總理大臣のところ、最後の責任があるとわれ／＼は考へております。第二義的に、この法の運用については、他の省と關連がある場合においても、總務長官の立場である經濟安定本部の方で責任を負うのだといふことを書いた考へでありまして、われわれとしては、この程度の制度は一向差支えないと考へて提案いたしました次第であります。

○田口委員 大體あと意見になりませんが、私はあくまでも責任を一本にすること、從來の制度というふうなものを、輕々しく變更すべきでないといふ意見をもちておりますので、これは討論のときに主張することとして、この問題に關する質問はこれだけにして、次の問題をお聴きいたします。

新憲法においては、總理大臣が國務大臣の上にあるといふことは、今も政府委員から説明された通りであります。各主務大臣は平等の原則に新憲法も立つておると思ひますが、法制局はどう考へられますか。

○井手政府委員 各大臣が閣議を構成するといふ場合におきましては、これはあくまで對等な立場でものを判定し、論議していかれるという見地において、できるだけ各省大臣は、他の行政官廳との關係において、各省は平等の立場に立つ、そして各省は平等の立場に立つといふ／＼いかにしていくのがよからうと思ひます。しかし問題が行政府、行政を擔任していく役所という立場になつてまいりますと、法律論としては、どの官廳がこれを指揮する、どの官廳が承認を與えるというふうなことをつくつても、これは憲法上は許されておると思ひます。これは憲法上は許されておると思ひます。したがうに、一面國務大臣として、閣議において

て最高の政策を平等の立場において論議していくという立場をとつておられますから、できるだけ上下の關係をもつとか、あるいはお互いが承認したりされたりするといふ關係はもたない方がよい。但し總理大臣はこの上にありますから、總理大臣の下にこれは立つておる。この安定本部総務長官は、實は總理大臣のやる仕事を下請しておるといふようにお考えを願ふことによつて、許されるだろうと思ひます。

○田口委員 大體閣議とかその他の重要な事項は平等だけれども、小さい事項は平等でない場合もあるといふことは、終始一貫してないことじつな議論だと思ひます。私は新憲法の下においても、國務大臣平等の原則は堅持すべき必要があると考へております。しかるにこの法案を見ますと、主務大臣が安定本部長官の承認を受けてやらなければならぬといふ規定が三箇所あります。しかもそれが安定本部の、いわゆる企畫官といふようなものを逸脱したものについて承認を受ける。たとえば十四條二項の、給與とか服務の特例を定める規定を設けるのに、主務大臣は安定本部長官の承認を受ける。あるいは施設借入れの補償の金額を決定するの、主務大臣が安定本部総務長官の許可を受けるというふうな、小さな、しかも安定本部の権限に屬しないようなものまでも承認を受けるといふことは、國務大臣平等の原則に反する失當の規定であると思ひ考へております。法制局ではそれをどう考へるか、もつと合理的に説明していただきたいと思ひます。またそれと同様の考へで、安定本部長官が監督命令を出す

場合に、農林大臣を通じてやるんだ、
こういうことになっております。そう
すると安定本部長官が、農林大臣にこ
れこれの監督をしなさいと命ずる
ようなことに實質的にはなると思
います。これは上になるという考えに
なっております。あるいはまた先ほど
申しましたように、責任者を段階をつ
けて、最後の責任は安定本部長官だ、
責任を最終でもつておるならば、権能
もまた一段上にあるというのを前提
におかなければ、責任だけを負うとい
うことは成り立たない。責任のあると
ころには権能がある。責任に甲乙丙丁
の順序があるならば、権能にも甲乙丙
丁がなければならぬと私は考えま
す。そこで最終責任というふうなもの
を安定本部長官に與えておるといふこ
とも、これは裏返してみれば、主務大
臣の上に安定本部長官がつておると
いうことになると思いますが、これを
もう一遍法制的立場から説明を願いま
す。

○井手政府委員 あまり長くなります
ので問題のポイントだけをお答えさし
ていただきます。國務大臣としての問
題について、われ／＼はあくまでも平等
に最高政策を決定していただきたいと
思いますが、ここに現れております
のは行政官廳の問題であります。行政
官廳間の問題は、憲法上總理大臣が
上になつて指揮監督するということ以
外に、別段の制限がございせん。の
で、行政官廳同士の間においては、い
ずれがどの承認を受けるかということ
は自由に委ねておると思ひます。但し
先ほど申しましたように、一面にお
いて國務大臣たる立場をもつておる
から、それを行政官廳たる面から非常

に制限をしてしようというふうな結果
はおもしろくない。従つてやむを得な
い段階しか認めたくないと思ひてお
ります。そうして安定本部總務長官は、
先ほどから申しますごとく、總理大臣
の身代りというふうな立場において、
ここにわれ／＼は権限を與えるという
規定を置いたつもりであります。經濟
安定本部令は、第一條は、企業立案の
基本に關するもの、各事務の總合調
整及び推進を扱うということにして、
これは總理大臣の権限としてやつてい
く、それを實施にあつては、部務を
處理するという意味において安定本部
總務長官がやつていくという考えでこ
ざいます。

○田口委員 大體その以後につきまし
ても、これは意見になりますから、こ
の點は質疑を打ち切ります。私の考え
は、それならば、それならば總裁が上
にあるのだからというならば、全部
總裁にすべきだ。安定本部長官といふ
文字は全部削除して、總裁に代えるべ
きだという意見をもつておられますが、
これは意見でありますから次に譲りま
す。

もう一つ聴きたいことは、安定本部
の性格が安定本部令に規定されてお
りますが、これはあくまでも經濟安定の
緊急施策に對する企業立案に關する企
業官廳であるとは考へるのでありま
すが、法制局はこれをどう考へておら
れるか、伺いたたいのであります。

○井手政府委員 安定本部は本來この
第一條にございますごとく、企業立
案の事務の總合調整、推進、施策の實
施の監督、勵行というふうなことが本
體でありまして、第一線に出ていつて
行政措置をしていくということは、本
來はその性格としてもつておりませ
ん、ただし具體的な事項によりまし
て、安定本部をして第一線事務をやら
した方がよいということが決定いたし
ますれば、安定本部令のわくの外に出
て、それ／＼の法律、それ／＼の法令
によりまして、これを許すことは法制
的に可能であります。本來の安定本部
令の第一條にない事項でありまして
も、これの實施のために必要な限度
あるいはまた他の大きな要求のありま
す場合には、これに附加することはで
きると考へております。公團法におき
ましては多少これに附加するような意
味において権限を附け加えておると考
えております。

○田口委員 大體法制局の考へ方は、
安定本部は原則としては企業官廳であ
る。しかし立法で委任するならばそれ
もできるという話でありまして、それ
は當然のことであります。立法で委任
すればできるのはあたりまえのこと
であります。われ／＼は委任するかし
ないかが問題でありまして、何ゆゑに
委任しなければならぬかが聴きたい
のであります。特に公團法の中に、今
法制局の考へ方でも、逸脱している部
面もあるからということをお前に置い
て、これはやむを得ないのだというふ
うに言つておられますが、私は農林大臣
がやつても、絕對にこの公團の動きに
は影響ない。かゝつて安定本部が自分
の權限外の、性格外のことにはいるこ
とが二重行政になつて、事務を混亂せ
しめるというふうには考へます。そ
こでこの中で企業以外のものにはいつ
ていくものがたくさんあります。たと
えば定款の認可及び變更というものは、
これは農林大臣と主務大臣と安定

本部長官が一緒になつてやることにな
つておるからまだ満足できるとして
も、設立認可は大體農林大臣がやるの
に、解散命令は農林大臣がやらすに、
これを安定本部長官がやるということ
が第七條にはいつておる。解散命令、
しかもその命令の理由を合議して、兩
方でやるのならばいざしらず、これを
單獨に農林大臣にだまつてやるといふ
ことは間違つておるのじやないか。こ
れは安定本部の性格から逸脱してお
る。あるいは安定本部令の規定から逸
脱してゐると考へます。また十四條
に、役員は給料を含む事項の特例を設
ける場合には、安定本部長官がやつ
て、農林大臣はやらぬ。役員を任命
するものが農林大臣であつて、その服
務規律や給料をきめるというふうな特
例をきめるのは安定本部長官がやる
といふことも、これは矛盾してゐる。あ
るいは業務執行の指示をするというの
も、農林大臣でなくて、安定本部長官
がやる。これは企業に何ら關係ない。
それから販賣業者の指定條件を定める
のも安定本部長官がやる。ただ販賣業
者の指定は農林大臣がやるが、その條
件は安定本部長官がやる。これも、企
業に何ら關係ない。それから販賣業者
の指定といへば、資産がどのくらいと
か、あるいは倉庫をもつてゐるとか、
あるいは経験が何年くらいとか、ある
いは人物がまじめであるとか、信用を
おけるというふうなことであつて、何
に企業官廳のタッチすべき問題ではな
いと私は考へます。あるいは業務方法
を公團が定める場合においても、これ
を安定本部長官がやる、農林大臣は知
らない。それから會計に關する考課
の、財産目録とか、貸借對照表という

處分については安定本部長官でもよいが、それを適任かどうかというように認定に基く問題を安定本部長官がやるという事は、これは實にさかさまの規定であるというように考えるが、何ゆえに二つにわけたか、またわけたならば何ゆえにこういう違法處分に對しては農林大臣、不當處分に對しては安本長官というようにわけたか、その理由を特に承りたいと思ふ。あるいはまた一般民間から施設を借上げて、それにいくらか拂うかという使用料の決定についても、農林大臣ではなくて安本長官である。政府の貸與命令を出すのは主務大臣であります、使用料の決定をするのは安本長官というやうなこともあり、また施設の借上げの承認を與えるのも安本長官、事務所を借りる賃金をきめたり、あるいは公團が施設を借りたから承認してくれというのも安本長官ということ、あまりにも企業官廳の域を脱し、行政事務を紊亂させ、責任の所在を明らかにしないゆゑであると思ふ。この點を具體的に、これはどういふ理由があるからこういふ立法をしたのだというところを、説明していただきたいと思ふ。

○坂田政府委員 ただいまの御質問につきまして、いろいろの場合があるわけではあります、先ほどお話がありましたように、安定本部に關する事務といたしましては、一番大きな問題といたしましては、經濟安定の緊急施策についての企業立案の基本的な事務であります。第二番目には具體的に申しますと、各廳事務の總合調整、第三番目には施策實施の監督及びその履行という三つに相なるわけでありま

す。その中で經濟安定本部の緊急施策の根本的企業立案という問題に關連いたしますのは、公團法の第一條にあります。割當計畫及び配給手續の決定、それから十五條の割當計畫及び配給手續、並びにこれらに關する指定の決定、これらがつまり基本的企業立案の權限になるわけであり、これらは具體的に一つ／＼指定、指示するのではなくして、大體において指定の基準をつくるか、あるいは全般的に計畫を決定いたしますのであります。この場合においては、その方針はもろん閣議にかけて決定されるということであり、いろいろの指示のごときも政令その他として現われてまいる場合が多いのであります。それから販賣業者指定の決定、要件の決定、つまり十五條の第二項にある問題、十六條の業務方法の認可、十七條にありますが、半事業年度の事業計畫及び資金計畫、認可の問題といつたやうなものになります。これは割當計畫及び配給手續の實行を確保するための權限であり、同時に、各廳事務の總合調整をはかるということに關するものであると思ふのであります。それから附則の第三十四條、いわゆる設立定款の認可の問題、それから定款變更の認可、あるいは第四條の役員に關する給與を含むその他特例の承認、第十四條の問題、あるいは第十九條五項の剩餘金國庫納付の件、第二十一條の特別報酬規定の認可、第二十三條の施設の使用料の決定、第二十三條の資材の譲渡、補償金規定の承認の權限に關するものであります。これらは各公團に對します取扱ひがまち／＼にならぬように、統一的な取扱ひをするために、各廳事務

の總合調整を確保するための權限でありまして、特に關係方面等の連絡によつて決定される面が多いと思ふのであります。次に第十九條の會計書類の半年度の承認、検査、あるいは二十條の監督助成の權限、業務報告の聴取、検査、二十二條の役員解任權、これらは監督權に由來するものであります。その監督の及ぶ範圍はもろん基本的な割當計畫及び配給手續に則つて運用がなされていくかどうか、及び各公團の取扱ひの統一のため設けられた基準に、適合して運用されているかどうかといふことに限られると存するのであります。大體さうに相なつておるのであります。なお公團に對します關係においては、安定本部は各省の上級官廳となるのではないといつたやうないろいろの懸念につきまして、公團法上總務長官が、各省大臣に對して直接指示するごとき規定はまずないと思ふのであります。その必要がある場合は、もちろん閣議を経まして總裁であります内閣總理大臣が行うことにならうと思ふ。認可や承認の規定におきまして、主務大臣と總務長官が並立的な場合、いわゆる定款の認可の場合、それから一つは主務大臣が總務長官の承認を得る場合、たとえば給與を含むその他の事項に關する特例の規定、十四條のような場合であります。第三番目には總務長官が認可または承認をする場合に、主務大臣または大藏大臣に協議する場合、これは先ほどの業務方法の認可といつたやうなもの、十七條、十九條、あるいは二十一條に該當するもの、並立的な場合につきましては別に問題ありませんが、(イ)の主務大臣が總務長官の承認を得ると

いう場合といふふうになつておりますのは、もちろん決定權は主務大臣にあると存じます。各廳事務の總合調整の見地からいまして、總務長官が原案に修正を求める場合があることを規定しておると見ていただければいいと思ふ。それから總務長官が認可または承認する場合に、大藏大臣に協議するといふ場合であります。主務大臣、大藏大臣及び安定本部長官はそれ／＼認可または承認の權限を與えます。こと、各大臣の平等の立場から考えられるのであります。しかし安定本部の基本計畫の總合性を確保するため、各廳事務の調整をはかる意味から、安定本部において修正認可、あるいは修正承認する場合もあり得るのであります。結局において三省の意見が一致しなければ認可または承認の效力を發生させることができないために、この場合は申請者の便宜をはかつて、かかる規定を設けたと見ていいと思ふのであります。従いまして申請者のため當該認可または承認の效力の發生時期、效力内容等を明瞭にしておくためには、最終責任を規定しておく必要があると思ふのであります。この意味から最終責任が安定本部總務長官にあると規定しておりますことは、別に行政官廳といつたやうなことではないといふふうに了解をお願いしたいと思います。

○野澤委員長 お話いたしました。あと質疑を繼續されておる方が一、二名ありますので、田口委員の質疑は繼續を許すこととしたしまして、午前中の質疑はこの程度で打切つて休憩したいと思います。一時半から再開いたします。

午後二時三十九分休憩
午後二時三十分開議
○野澤委員長 午前中に引續き會議を開きます。

この際お諮りいたしますが、食糧問題及び蠶絲、林業問題に關し、國政調査の承認を議長より得ておきたいと思ひますが、國政調査承認要求書を提出することに別に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野澤委員長 御異議なきものと認めます。それでは國政調査承認要求書を議長に提出することにいたします。

この際お諮りしておきます。付託されました食料品配給公團法並びに油糧配給公團法に關しましては、大體質疑も盡されたことと思ひます。あと二、三の質問が留保されておりますので、これを許すことにいたします。本日公團法に關する質疑はこの程度で打ち切りたいと思ひます。さう御了承願ひたいと思ひます。成瀬君。

○成瀬委員 大體公團法に對するところの質疑應答は、ほとんど盡されておるかのやうに考えますので、この際委員長にお尋ね申し上げたいと思ひます。われ／＼が審議するにあたりまして、國會は最高の權威といたしましての立場から、政府提出のこの法案に對しましては、相當熱心なる質疑應答が交わされてまいつたのであります。しかしながらこの間におけるところの印象たるや、舊態依然たる状態である。何となれば古き議會におきましては、政府の立案せる議案を質疑應答をして、それを協議するといふやうな形であつて、立法の最高機關といたしましての

この國會が、獨自の立場からこれを立案するといふ建前をとらなくてはならないといふ建前がいらしたと、今までの審議の面におきまして、まず統制の機軸を獨占禁止法によりまして公團様式に改めたことによつて、何ほどの意義がそこに存在するかということにつきましては、われ／＼は後に来るべきところの人事の構成、機關の構成に對して、はなはだ疑わざるを得ないのであります。従つてこの政府提出の案に従ひますと、統制會社を公團にする必要はさらになし。ものにれば生産者から消費者に至るまで四つの段階を通り、あるいは六つの段階を通りまして、いづれに消費者階級の人たちの負擔を増加せしむるということになるのみであります。従つてそういうような立場からいたしました、私もこの公團に對する申し上げておるうちに、統制、すなわち資本家に對する官僚の統制機軸によりまして、依然として消費者の犧牲がそこに生ずるものであるといふことをもつて、強く今で質問いたしたものであります。こ

ろい點に對しては消費者の利益を代表するところの協賛機關と旨いまいしよりか、そういう決定機關をもつべきであると思ふのであります。またこの公團法のこれらの監督機關が、二重監督といふか、二元的監督によりましてやつていくことが、生産者はもとより消費者に至るまで少からず迷惑をこうむる、こういうふうに考へるのであります。過日も經濟安定本部の和田長官に對しまして説明を求めたのでありますが、どうも不十分と考へるのであります。従つてかような不十分の上に、さらに午前中におきまし

てゐる／＼質疑應答が重ねられたのであります。かような取扱ひに對しまして、委員長獨自の立場から原案を修正して、議會本來の目的を達するよやうな意思が嚴然として存在せられるかどうかをお尋ねいたします。

次に次官に對しましてお尋ねいたしたいのであります。午前中たま／＼お答えの中に公團の役員の人選については、先例を主張せられておるといふことを聞いたのであります。國のあり方、議會のあり方、すべてがまた新しい構想のもとに今運営いたしているにかかわらず、この人事の點に對しまして先例を重んずるといふことは時代不認識もはなはだし

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

い、またこれを設立した意義を失わな

[199]

す。そうした被害を見ましても、いずれその状態が明らかとなるに従いまして、きわめて大いなる数字が現われることは當然でございます。

私どもは、まず七月三十一日に秋田縣の管内地方に最初に足を印しまして、土砂降りの中を雄勝郡から平鹿郡へ、さらに北上いたしました。北秋田郡から鹿角郡へと、各郡ともくまなく足を印してまいつたのであります。八月二日三日鹿角郡におりました時には、あの小坂嶺山及び小真木嶺山の大きなダムがまさに決壊を見んとして、その鐵骨を満々とたたえておりました。ダムが、わずかに数尺を残しまして、下の方は決壊し始めておつたのであります。地方民は涙ぐましいばかりの努力をもつて、これが防止に當つておりました。ダムが、さいわいに橋を流されただけで、ダムの決壊は止まつたと聞いておりますけれども、扇田の町に出ました時には、扇川の堤防が切れて、濁流が扇田の町を襲いました。豚とか鶏とかの家畜類などが算を亂して逃げまどつておつた。町中は阿鼻叫喚の惨状を呈しておりました。私どもはその間惨憺たる光景をながめて、自動車を進ますこともできず、ズボンを脱ぎ服を兩脇に抱えまして、歩き通し歩いて大館の町に出まして、さらに米代川の濁流をながめながら鷹巣町に泊つた。夜は夜すがら半鐘の音と、消防自動車のようなりと、住民の阿鼻叫喚とを風雨なところで聞いておつたのであります。このように惨憺たる光景を體驗して、遂に奥羽線が秋田に出ることができず、青森縣にまわりまして、弘前から五能線によりまして能代に出まして、能代から徒歩で秋田に出るとき、

米代川の河口の能代にかけてありまして、あの木橋の大橋が流れるのを眼のあたり見まして、秋田にはいつたようなわけでございます。私どもの調査は、必ずからの眼と耳とそれから足と、自分の心と身體とでもともにぶつかつてまいつたことを御報告し得るのであります。

こうした結果、私どもはその後に来るべきものがより恐るべき結果をもたらすのではないかと。たとえば農民經濟が極度に逼迫しておりましたところであり、このような大被害をこうむつたのであります。土改改革が圓滿に遂行し得るや否やというやうな問題、あるいは直ちに緊急施策として耕地の復興に取からねばならないけれども、農機具を流し、家畜を流し、肥料を流したところの農民が、はたして直ちに超上ることができや否やという問題、戦時及び戦後を通じて、打ちのめされた農民の肉體上及び精神上に受けました打撃が、いまだ回復せざる間にこのような被害に遭いまして、果自然失たる結果が、將來に向つてどのような思想上の問題を残すか、さらに道路橋梁などが破壊せられて、最も救済を至急に要します山間地方の部落が孤立いたしました。救済物資は届きませんし、わずかな薪炭が山に溜まり、これを賣りさばいて經濟を補う資といいたします山間部落民が、道路橋梁が決壊したために賣るものも賣れず、買うものも買ふことができないやうな、まったく孤立經濟に取殘されておるやうなところ、あるいはまた電信、電話その他文化施設が破壊されたために、流言飛語が亂れ飛んで、住民が非常に不安にかられておるやうなこ

と、あるいは糞尿だとか堆肥だとか、そうした不潔物が濁水の中に混入いたしました。それが濁流となつて床上床下を埋め盡してしまつたのであります。その結果として當然傳染病の發生を豫期せられるやうなところ、そうした間接的な被害を考慮に入れますと、その後に起りますいろいろの不祥事を省察せざるを得なかつたのであります。私どもは到る所でそうした話を聴きながら、それに對する對策をどうすればよろしいかということについて、各方面の意見を徴してまいつたのであります。異口同音に地方民の申しますことは、まず物を先に送つてほしい。たとえば耕地を復舊するにいたしまして、あるいは農機具であるとか、あるいは木材であるとか、ボルトであるとか、釘であるとか、そうした物を至急に送つてほしいといふこと、それから全額國庫負擔で一切の復舊事業をやつてもらいたいといふこと、すなわちこれまで政府においてやります事業といふものは、先に金が渡されなくて、いつでも後になつて金が渡される。ところが人夫を頼むにいたしまして、資材を集めるにいたしても、まず先に金を握つておらなければ、集まつてこない。現に秋田縣の北秋田地方、あるいは山形縣の最上地方などにおきましては、物は地方事務所で握つておられますので、會社であるとかあるいは鑛山であるとか、そうした物をもつておる所から鐵線の融通を受けたり、カーバイドを融通してもらつたり、いずれは物で返すから、あるいは金で支拂うからというやうなことで、應急的に間に合はしてはおりましたものの、何分にも政府の豫算の建前から、

あるいは經費の支出の建前から、金銭の支拂いがおそくなり、物が支給されることがきわめて時を経てからなされるというやうなことから、會社でも鑛山方面でも、物を融通することをしづつておる氣配が見えるというやうなことを、懇々と訴えられてまいつたのであります。さらに當面窮乏にいたしております轉落農家といふものです。非常な生活困窮者に對しまして救助米を配給するとか、衣類だとか布團類とか、あるいは蚊帳だとか、そうした物が流されてしまつたので、その物資を供給することにきまつて、萬全の對策を講じてもらいたい。そうした事情を懇々と私どもに訴えておつたのであります。私どもは、そういう緊急の對策は、政府によつて一日も早く立てられなければならぬことを痛感してまいりましたが、同時にそうした緊急對策は根本對策に通ずるやり方ではないからぬといふことを、また深く考えさせられてまいつたのであります。今までは、先ほども申しましたやうに、内務省あるいは農林省、あるいは大藏省というやうな、各省間のセクシヨナリズムの結果といたしまして、各省まち／＼の對策を講じ、その間に連絡統制も、あるいは総合的な施策も見受けられなかつたのであります。そうしたやり方というものは、百害あるも一利なしの結果を生んでおるのであります。たとえば堤防などを見まして、築くべからざるところに堤防を築いたがために、かえつて被害を甚大ならしめた箇所も、少なく私どもは見受けてまいりました。あるいは河川改修にいたしまして、も、やらすともよろしい所をやつてお

つて、かんじんのやらなければならぬ所には何ら手を施しておらないという状況も見受けられた。つまり死金を使つておる所が多分に見受けられてまいつたのであります。そうしますならば、ここに各省間の連絡をとり、統制を密にいたしまして、総合的な施策の上に立つた治山治水事業と、河川改修事業、あるいは土地改良事業といふものが、渾然一體となつたところの對策を打立ててもらいたい、こういうことを希望するのは當然であらうと思われしたのであります。さらに國民運動としてもう少し政府は溫い心を被害民の上に及ぼしてもらいたい。いち早く政府はどのような救済對策を考へておるか、たとえば議會におきましてはどのような方策を講じ、一般國民の同情あるいは救済ということに對しまして、政府の施策はどうしたことを考へておるかといふことを、一日も早く被害民の上に知らせるということが、現實の問題としてきわめて重大であるといふことを考えさせられてまいつたのであります。以上きわめて簡單でございますが、東北水害の窮狀並びに對策に關する地方民の要望を綴りませまして、御報告いたします。

○野澤委員長 ただいま團司委員から東北地方、特に秋田、山形の視察の概況報告がありました。なお書面をもつて水害狀況の調査報告書が委員長の手もとにまいつております。この第二班の報告書は諸君の了解を得まして、速記録にこれを留めて、皆さんのお手もとに配付することにいたしたいと思ひます。次に一班の報告を大石委員に願ひます。

○大石(倫)委員 このたびの東北地方

の水害調査として、私も八名が本委員より選ばれて、第一班四名、第二班四名、私どもの班は民主黨の志賀健太郎君、國民協同黨の坪井龜藏君、日本農民黨の北二郎君と不肖の四名であります。

一行は三十日東京を發ちまして、宮城、岩手、青森三縣下の實地調査をいたしましたのであります。この一行に對して厚生委員會より委員一名の参加の申込を受けまして、ことごとく同伴をいたしましたのは、すなわち田中松月君であります。

まず宮城縣の状況を御報告いたしますと、大體範圍は宮城縣の北部に限られておりました。仙臺を中心とした附近及び南の方には何ら被害はありません。その主な所は、遠田郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、これらがその中心であります。しかしして水害の最も大なるをなしました關係は、栗原、登米を貫流しております追川の氾濫、堤防決壊、またその支流川であります夏川、あるいは北上川の決壊、さらに江合川と申す遠田郡における川の氾濫決壊等が主なるものであります。冠水面積は四萬二千餘町歩になつておりまして、收穫減収見込高は目下のところ十八萬石と見積られておるのであります。

それは水田地帯でありまして、さうして畑作は大部分刈りとつてまだ穂ひ終らなかつたといふ關係で、大麥にも非常な水害があり、小麥は刈りとつたもの、もしくは刈りとらざるものが残つておりました。これらが非常な損害を受けました。その他やがいのものでは、いろいろな畑作物の損害もこれに伴うほどの被害であつたことを申し上げたいと思つております。宮城縣

の水害は大體昭和十六年、昭和十九年と、この七年の間に三回の大水害がありまして、その被害地域は今回の被害地域の大部分であります。殊に栗原、登米兩郡は十六年、十九年にも大被害を受けましたので、七年間に三回、遠田郡では新聞にもありましたように、屋根に水が達した眞實が出ておりました。あの地方ではさらに十五年の秋にも水を受けまして、四回の水害を受けたのであります。その原因はいろいろございまして、河川改修の未完成が原因であります。殊にほはだしいのは江合川改修工事で、まことに奇怪至極な現狀におかれておる。江合川とこれに隣るところの鳴瀬川は、宮城縣の阿武隈、北上を除きましては大河川でありまして、その沿岸流域の耕地は、宮城縣の穀倉と言われておる大崎耕土に關係のあるものであります。この鳴瀬川と江合川は、今より三十年前に改修工事の計畫が成り立ち、工事が起されておりました。その工事は、鳴瀬、江合の合流工事といふものがあつたのであります。それで鳴瀬、江合を合流いたしました。互に水流の調節をするといふ仕組になつておりました。その合流工事のために、新河川を掘鑿いたしましたのは今より二十数年前、良田六百町歩をつゞして新川を掘鑿いたしました。今なお流水に至らないのであります。わすかに縣道に架する橋がかつておらないとか、取入口の一部が完成しないとかいふような工事が未完成のために、この三十年前に立てられた工事が未だ役に立つておらない。もしこの工事が完成しておりましたら、今回の江合川における遠田郡の水害は絶對ないといふことを證明さ

れるのであります。なぜならば、鳴瀬川の出水は先月の二十三、三日の間にわづか一メートルくらいのものであります。なお餘しておる水量はたゞさうあります。それに反して江合川は、危険信號をなすべき線よりもさらに一メートル以上の水位になりました。ために、左岸は決壊をいたしまして、數百町歩の水田が冠水し、皆無地、流失家屋、あるいは死傷等が生ずるような被害を來したのであります。この合流工事ができておつて、この多くでできた江合川の水を水位の低い鳴瀬川に流しこみます。鳴瀬川は海に注ぎますから、遠田郡の水害はなかつたといふことが證明されるのであります。いんやこの江合川の川尻も、栗原郡を貫流しておる追川と同じく北上川に注ぐのであります。それより北上川の水位が高くなりまして、ために逆流を生じまして、江合川、追川、北上川がいずれも大被害を蒙つた一助にもなつております。追川はさきに佐沼町といふところから下流の工事が完成をして、川幅は非常に擴げられ、新川が掘鑿せられまして、下流における水害は大體除却されておつたのであります。佐沼町から上流の改修は昭和十六年に豫算の決定をいたしました。同時に工事に着手して、下流の改修に用いました人力、機械その他の資源を直ちに活用すべきはずでありました。にもかかわらず、時局に名をかりてこの工事が延ばされて、佐沼町の凶作地の開墾ができないといふような關係から、十六年はやむを得ません。十九年と今回の二大水害を招来いたしました。その冠水面積は約一萬何千町歩といふのであります。この十八萬石の減收の大部分がすなわ

ちこの追川關係によつたものであります。この工事を特にわすかの工費をもつてやり得べきはずにかかわらず、戦時局に名をかりてこういふ工事を中止延期したておりました關係であります。まの凶作地のすぐ上の方において追川に流れこむ夏川、それから伊豆沼といふ大きな二町歩近い沼がありまして、この伊豆沼から流れこむ荒川、この二本を咽えまして、佐沼において流水が停頓して上流が決壊をいたしました。こういふのが十九年、十六年、また二十二年における水害の現狀であります。殊にこの水害について最もわれわれの注意を拂ねばならぬのが、團司君の報告と同様出水時間が非常に短縮して、急激なる出水をいたしたといふ點であります。今まで十時間を要して出水いたしますところが、大時間で出水をいたした。これはどういふ關係であるかといふと、山林の樹木の濫伐であるといふことをどうしても見逃すことはできないのであります。これは戦時中における樹木の濫伐もさることながら、現在におきましてこの濫伐の弊を糾つことができない現狀にあるまして、それは農林省の關係の治水治山と、開拓事業といふものを結びつけて考えなければならぬ現狀を露しむものであります。開拓事業は食糧問題解決のためにたいへん重要であることとほもろんでありますけれども、實際開拓事業の行われておる事情をみますと、悲しむべき状態にあります。さうして畑作におきまして米一俵に四敵かりに畑作におきまして米一俵に四敵する増産を得たとするならば、その一俵のために既成耕地におけるところの五俵あるいは十俵の收穫を失いつつある。この開拓のためにある土地がその

中を實地に視察をいたしたのであります。すがそれは皆水田の上でありまして、稲草のあるところより舟を漕いでおる水量は、二尺以上水がたたえておつたのであります。石越村は宮城縣における相當の大きな村でありまして、水田千二百町、畑三百町、この千二百町歩のうち八百餘町冠水をいたし、現に五百町歩というものが皆無になつております。それに隣接する石森町、若柳また右岸における畑岡等は浸滅がたぐさんあります。この石越村と境をいたしてあります岩手縣の西磐井郡の永井村、油島村、涌津村は同一水増によつて被害を受けております。かような關係におきましてこの治水問題、治山、土砂止止の問題は、最も急迫なる國家施設として、應急、恒久ともにやらねばならないことであるかと存じます。なお詳細なる数字は、なか／＼調査がよく行き届いておりませんので、今はつきりとここに申し上げることができないのであります。

さらに岩手縣にまいりましたは、宮城縣の水害の内容とよほど異つた特異性を認められたのであります。岩手縣の水害は大體北上川を中心として、この川の氾濫による水害が例であります。が、今回の豪雨はやはり七月二十二日、二十三日にわたつておりましたが、北上川の氾濫というよりも、山津波の被害が多かつたのであります。すなわち中央山脈方面に降りしきりました豪雨が、いかに谷間を傳つて出てまいりまして、土砂の流出あるいは堤防耕地の崩壊、埋没あるいは灌漑水路の埋没破壊等、まづた宮城縣の水害とは異つた特異性をもつた水害でありまして、それに北上川が氾濫をいたし、被害を甚大ならしめました。殊に七月の二十二、二十三日のほかに、八月の二日、三日という第二回の豪雨が、一段とこの水害を大ならしめました。それはさらにこの北上川あるいは鴨澤川、和賀川、磐石川というような川の氾濫によるものであります。岩手縣には、御承知の通りさきに五大ダムを築造いたしまして、一石三鳥の計畫を立てられまして、まづた適當な計畫であると存じておりましたが、この計畫は今もつて一つも完成しておりません。工事はあるいは着手を中止せられ、あるいは未著手のままに放任せられておるのであります。すなわち磐石川あるいは猿ヶ石川、和賀川、鴨澤川、北上川の本流のこの上流に五大ダムが完成したならば、かような水害というものはないかと存じます。完全なる發電力も起り、灌漑力もでき水害の調整除却も行われるのであります。これらの問題は、このいづゆるわが國の設備であるところの宮城、岩手あるいは秋田、山形というようなところを侵しておるのでありますから、東北に對する觀念を改めて、この政治の普遍化をはかつていくことが、われ／＼農林委員として政府にも警告し、また國會としてもとらねばならぬ途ではなからうかと思ひます。岩手縣の冠水は宮城縣よりは少くありますけれども、それでもなお約一萬五千町歩にわたり、損害の概算は第一回におきまして一億五千萬圓、さらに第二回を加えますれば、二億圓ないし二億五千萬圓を突破しておるのではないかとと思われるのであります。

さらに青森縣におきましては被害東西兩津輕郡並びに三戸郡の三郡でありまして、冠水面積約七千町歩にわたるというのであります。この損害もまた少からざるものでありまして、三縣を通じて米の減收のみをもつていたしましても三十萬石を突破するのではないかと考えられます。殊に青森縣は獨り水害に止まらず、この氣候不順のため冷害の型をもつておりますのでおそらく水害以外の土地におきましても、三割減の被害は免れなからうと予測せられておるのであります。わが國の食糧問題の解決の一大脅威をこの東北において見ましたことは、まことに悲しみたえざる次第であります。なお詳細の数字は今調査集中でありまして、日を改めて御報告申すことといたしたいと思ひます。なお私の御報告いたしました不足の點につきましては、坪井、北兩委員がおりますから、兩委員から、補足してもらふことといたします。

○野澤委員長 お語りいたします。水害の報告に關しましては第一班大石委員、第二班岡田委員から報告がありましたが、なお報告書はそれ／＼速記に止めることにいたします。なおこれが善後處置に關しましては、理事會を速急に開いてもらひまして、なお調査に行かれました一行の意見を參照いたしまして、これに對する善後對案を立てたいと思ひます。さう御了承願ひたいと思ひますが、いかがでございますか。

○森(幸)委員 今岡田、大石兩委員の報告を承りまして、まことに東北の方のお困りのことをお察しするのであります。が、われ／＼はこの際特に政府當局に要請したいことは、日本におきましては七月八月九月が颱風の時期であり、また洪水の時期であるのであります。本年の稲作は格別なる事情のない限り大體順調なる成育を遂げておるのであります。ただ農家として心配いたしておりますことは、九月に入つてからの颱風の關係であります。ひとたび颱風が來らんかたいたしまし御報告されたごとくに、ほとんど山林は極度に荒廢に歸しておりました。十時間とも耐水水量が三時間あるいは五時間でも出水になつてくるということは、いづれの地においても否定できない事實であります。非常に八月九月は心配されるべきであるのであります。それあたりに、できた結果においてあつておけばよかつた、こうしておけばよかつた、ここに政府の手落ちがあつたといふことを、その災害後に考へてみてもだめなのであります。特に食糧事情の窮迫いたしておる今日、せつかく粒粒辛苦でつくり上げた稲作が、一晩のうちに、あるいは二晩の雨のために見る影もないような慘狀を呈すること、實にその地方の問題だけではないのであります。どうかこの颱風時期を前にひかえまして、各府縣に農林省は指令されまして、土木事業について、あるいは農林省の所管であるとか、あるいは内務省の所管であるとかいう所管争ひの問題ではありませんが、高所からながめて、萬一の場合にはどういふふうによつてくれと、從來の洪水あるいは出水の記録は今日役立たぬのでありますから、十分各府縣に警戒されるように、農林省として善後處せんことを特に要請するのであります。かつまた視察されました東北地方に對しては、相當農林省においても手配されてあることは存じますが、至

急に手配されまして、地方の避難されておる農民諸君の苦難を、一日も早く救済するような手段を講じられんことを望む次第であります。

なおこの機會に一言委員長に私お願いいたしておきたいことは、從來議會におきまして、主務大臣は本會議であるとか貴族院に會議があるという關係で、なか／＼委員會には出席ができません。なかつたのであります。豫算委員會に主務大臣をひっぱり出すのは非常な骨折りであります。ところが今日の國會は、申すまでもなく委員會が中心であります。この委員會には農政に堪なる井上次官が毎度出席されておりますから、あまりそれを必要とするのであります。少しこの委員會を尊重されて、出席されんことを私は要請する。本日農林大臣は宿舎を出られたことを私は見ておる。どういふ御用があるのか知りませんが、いまだ少しこの農林委員會に對して、農林大臣は熱心に耳を傾ける必要があるかと私は考へる。われ／＼委員としても、かくのごとき冷嘲なる主務大臣であれば、またもつて考へなければならぬことを申し上げておきます。

○坪井委員 ただいま兩委員から水害に對する調査の願末の大略の報告がありました。が、なか／＼今後数字的にこれをまとめまして、この数字によつての對策といふことは、應急、恒久を問はずたいへんなことと思ひます。從つて地元、いわゆる災害民の要望がたぐさんあります。これは追つて各町村單位にまづ、なお地方事務所あるいは縣を通じて、それ／＼農林關係あるいは國土、あるいは厚生というよう

にまゝとつてくるだろうと思ひます
が、この農林省所管に關するものは、
いち早くとりまゝ願ひまして、これ
に對する應急的の處置をとり、なおま
た恒久的施設をいち早くやつてもら
うことが最も必要だと考へておられます。
私も觀察にまいりまして、ばらば
らでありまして、地元民にたいへん御
迷惑をかけたのであります。今後
の水害等につきましては、それ／＼の
關係におきまして分野がはつきりして
おるのであります。やはり農林とか、あ
るいは國土とか厚生というものが同じ
ときに出發してもらひたい。農林省も
大名行列でたくさん行つております。
各省からみな行つておられるけれども、これ
がバラ／＼であつて、結局行つたり來
たりというやうなわけで、便が非常に
悪くて、私も一緒に歩きましたが結
局数字的にもこの調査がお互いに齟齬
があるというやうなことになる。す
と、過大すぎても困るし、過小すぎ
ても困るというに相なつております。
ので、この水害の今度の数字というも
のが、今後計畫をする上において非常
に大きな影響をもたらします。私
どもとしてもこまかい数字は發表いた
しませんけれども、どうか一つこの箇
にある農林所管に對しては、偽らざる
数字、的確なる数字をつかんで、そ
うして應急的處置を講ずるとともに、恒
久的處置を遺憾なく講じてもらふよう
にお願ひいたしたい。なおまた委員
もこれにつきまゝは、ひとつ萬難を
排してこれらの要望にこたえるよう
に、いづれこの要望等については、い
る各縣の代表がそれ／＼陳情に參
つております。なおまた今後も數回行
かれると思ひますけれども、先ほどく

れけれども言われましたが、いわゆる金
融の面、資材の面、食糧の面、衣料の
面、これらに最も困つておる。なおま
たこれは餘談になりますけれども、厚
生の面では藥品に困つておる。クレゾ
ールにしてもD、D、Tにしても、そ
の他の、藥品が非常に少いと言われて
おりますが、醫療の要望がたくさんあ
りますから、これらも一つ各省と連絡
をとりまして、本委員會におきまして
も萬遺憾なきを期していききたい。か
うに考へておりますので、委員長にお
かれまして、過去における水害對策
がいかに緩慢であつたというのに鑑
みまして、今度のこの東北の水害を初
めとして、今後来るべき各種の災害に
ついては、いち早く機を逸せざるよう
に處置を講ずべきだ。こう私は直感し
てまいりました。今度は委員會におき
まして、私も委員が四人行きまし
た。大石先生は宮城縣、岩手縣を視察さ
れましたけれども、あと青森縣へは參
れなかつたので、私も北氏が參りまし
た。なおまた民主黨の志賀健次郎先生
も、青森にこられるつもりだつたが、
何だか見えられなかつた。なおまた今
度の水害の調査については、死力を盡
して私どもは調査をして、豫定通り參
りましたけれども、これらの調査すべ
き任務は重いのでありまして、少く
も何とか調査に行くならば、相當の準
備がなければいかぬということ、な
おまた現地にはやはり相當迷惑をかけ
ます。でありますから、今後はこれら
の調査團についても萬遺憾なきを期し
て、少くともこの委員會から派遣する
場合においては、たれか指導者とい
うか指導者が附いて行つて、そうして脱
落、あるいはまたその目的に反したる

行動をとらないように、今後十分なる
監督をして行つてもらふなければ困
る。私もはなはだ遺憾の至りであり
ます。けれども、報告にあたりまして、
杜撰な報告をしてお茶を濁すというよ
うなことではなはだ相済みません。こ
う考へておりますので、私は委員の一
人として、今後たゞ／＼あるこうし
上げまして、今後たゞ／＼あるこうし
た調査につきましても、萬遺憾なきを
期していききたい。かように考へまし
たために、これは委員長に特に念を押
しておきます。どうかひとつ調査員が十
分に調査の目的を果すよう、物心兩方
面においても十分に再檢討すべきとい
うことも、一言附加えざるを得ない。
今後これらにつきましても、委員長は
微に入り細に入り、委員の意向を十分
に忖度されるようにお願いいたした
い。かように考へております。
○野澤委員長 お諮りいたします。先
ほど私が皆様にお諮りいたしました通
り、本問題は速急に對案をつくりまし
て、政府に要請するなり、その處置を
講ずるなりするやうにしなければなら
ぬと思ひます。よつてただいま報告並
びに報告書にもとずきまして、それが
對策の方針を樹立するやうに、理事並
びに觀察された委員の方々と協議の
上、即刻對案をつくることにしたいと
思ひますが、その點御了承を得ておき
たいと思ひます。いかがでございます
か。
〔異議なしと稱する者あり〕

○野澤委員長 なおこの際、坪井兩
委員から、本委員會に對する希望があ
りました。森委員からの希望は、ごもつ
ともございまして、すべての法案は、
從來とは違ひまして委員會に付託さ
れてそこで審議を開始するのでござい
ます。大臣が見えないというお叱りで
ございますが、ごもつともなことでご
ざいます。政務次官も出席されてお
りますので、この點特に私からも言ひま
す。政務次官からも特に平野君に御
通達をお願いいたします。それから
坪井委員のお話で、調査方針の確立に
ついての御意見がありました。ごもつ
ともなことでございまして、理事會
におきまして後刻調査要項なり調査方
針なりの骨子をつくることにいたして
もらいたいと思ひます。
なおこの際はおかりしたいと思ひま
す。實は午後には委員の方で質問を留保
されておられる方がおります。特に大藏大
臣に對して、それから安本方面でござ
います。大藏大臣は午後見えらる
ということになつておつたのでござい
ますが、今聴くところによると、司令部
へゆかれたという返事でございませ
う。よつて大藏大臣に對する質問の點は、
明日午後にお諮りを願ひたいと思ひま
す。なお安本に關する質問でございま
すが、生活物資局長の坂田局長が見え
ておられますので、坂田局長に對する
御質問を願ひたいと思ひます。では田
口委員。

○田口委員 午前引續きまして、生
活物資局長の答辭がありました。ま
だ了承しない點がありますので、あま
り概括的に質問したので答へが概括的
になつてわからぬと思ひますので、
今度は一つ／＼お伺ひしたいと思ひま
す。先ほど申し上げました通りに、安
本は第一條の規定通りに、まず原則と
して政策策定の官廳である。特にこれ
を具體化したものの中には經濟安定本
部規定がありますが、その十一條に生
活物資局においては、左の事務を掌る
というところで第一號から四號まであり
ます。一號の中には「國民の合理的な
物的生活水準の策定及び國民の物的生
活水準の改善に關する政策及び計畫の
基本に關する事項」、二、生活物資の割
當及び配給に關する政策及び計畫の基
本に關する事項、三、經濟安定本部總
務長官の指定する生活物資の生産に關
する政策及び計畫の基本に關する事
項、四、前三號に掲げる國民の物的生
活水準の策定及び改善並びに生活物資の
割當、配給及び生産に關する各應事務
の總合調整及び推進に關する事項。○
野澤委員長 ちよつと私から申し上
げますが、先ほど法理論上の質疑に對
しましては、意見の相違というところ
で一應打切られたのでございまして、
なお生活物資局長に對する御質問も、
大體一點だけお話になれば、似通つた
やうな點については例をたくさんあげ
ないで、一點だけで質疑を打切つても
らいたいと思ひます。
○田口委員 大體ここに書いてある通
りに、明らかに政策策定機關であるに
かかわらず、本法案においては非常に
經濟安定本部令並びに規程と逸脱した
部面が、私をして言ひしむれば十四あ
る。全部言ひたいのでありますが、一
點か二點というところでありますから、
そのうち特に拾ひたいと思ひるのは、二
十二條の二項に「主務大臣は、食料品
配給公團の役員が法令若しくは定款又
はこの法律に基いてなす命令に違反し
たときには、これを解任すること」がで
きる。二項で「經濟安定本部總務長官
は、食料品配給公團の役員が食料品配
給公團の目的及び業務に關して、その任
に適合せず、又はその職務を適切に遂行

いいと思うのであります。半面から申しますと結局財團的性格をもつ法人については、そのもつておる財産を限度としてしか責任を負わないのだ。こういう意味においては、常識的な言葉で言え、責任は有限だということになるかと思ひます。ただそう申しましたも、この公團が法律的にも政治的にも、その責任を有限で満足しておるといふ意味ではないのであります。ごらんを通りこの公團法案の中には、法人が破産するという場合は豫想しておらないのであります。破産の規定を設けておられません。この公團は、繰返して申しますように、國家の重要な食料品の配給に關する業務を擔當する國の別働的な人格をもつ團體であります。それが損失するということは豫想できないのであります。もし損失があつて破産的なことに陥つて、もはやあと仕事が続けられないことになりますと、國家の重要な政策を行うこともできなくなるわけでありまして、こういうことは當然われ／＼といたしましても、想像できないのであります。従つてそういう場合においては、法律上何ら責任はないけれども、政府としては當然政治的な十分な責任をもち、もしかりに大きな損失を負う、赤字を出すという場合におきましては、當然一般會計から適當な金額を補助することによつて、この公團のその後における運営に、支障のないようにやつていくというのが當然であらう。こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○野澤委員長 お諮りいたします。小川原委員の質疑に對する大蔵大臣の答辯が、留保されておるのでございまして、大蔵大臣は明後日でなければどう

しても出席できない。こういうわけでございます。それで明後日食料品並びに油糧の配給公團法案に對する審議を、繼續することにしたしたいと思います。

なおこの際、九日の日附でもつて委員會に付託されております飼料配給公團法について、一應政府から御説明を聴いておきまして、付託されました食料品並びに油糧の配給公團法と一括いたしまして、明後日審議することが非常に便宜と思ひますので、この際飼料配給公團法を議題といたしまして、まず政府の説明を求めるところにいたしたいと思ひますが、いかがいたしましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野澤委員長 それではさういたします。井上政務次官。

飼料配給公團法

第一章 總則

第一條 飼料配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に従ひ、命令で定める飼料（以下飼料という。）の適正な配給に關する業務を行うことを目的とする。

第二條 飼料配給公團は、法人とする。事務所を東京都に置く。

飼料配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に關する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 飼料配給公團の基本金は、一千萬圓とする。
前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

飼料配給公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融公庫から借り入れるものとする。

第四條 飼料配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金額に關する事項
- 五 役員に關する事項
- 六 業務及びその執行に關する事項
- 七 會計に關する事項
- 八 公費の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 飼料配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第六條 飼料配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、飼料配給公團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合には、この限りでない。

第七條 飼料配給公團は、臨時物資需給調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命令に因つて解散する。

前項に定めるものの外、飼料配

給公團の解散に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 飼料配給公團でない者は、飼料配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は、飼料配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、飼料配給公團を代表し、第十五條の規定に基き、その業務を總理する。

副總裁は、總裁の定めるところにより、飼料配給公團を代表し、總裁を補佐して飼料配給公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその業務を代理し、總裁が缺員のときにはその職務を行う。

理事は、總裁の定めるところにより、飼料配給公團を代表し、總裁及び副總裁を補佐して飼料配給公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が缺員のときにはその職務を行う。

監事は、飼料配給公團の業務を監督する。

第十一條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 總裁、副總裁及び理事は、總裁の定めるところにより、飼料配給公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の

業務に關して一切の裁判又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 飼料配給公團の役員及び職員は、飼料の生産、保管、輸送、加工若しくは賣買を業とする會社の株式を所有し、又はこれらの會社の他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 飼料配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

飼料配給公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めるときは、これによるものとする。

第十五條 飼料配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續並びにこれらに關する指示に基き、主務大臣の監督に従ひ、左の業務を行う。

- 一 物價の定める價格による飼料の一手買取及び一手賣渡
- 二 飼料の保管、輸送及び加工
- 三 飼料の販賣業者の指定
- 四 第一號及び第二號の事業に附帶する業務

前項第三號の指定は、經濟安定本部總務長官の定める條件に基く主務大臣の認可を受けなければならない。

第十六條 飼料配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第十七條 飼料配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計畫及び資金計畫を作成し、これらを經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 飼料配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 飼料配給公團は、前條の各箇ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期經過後二箇月以内にこれを經濟安定

本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

飼料配給公團は、第一項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えておかなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

飼料配給公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰餘金を國庫に納付しなければならない。

飼料配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整理し、且つ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十條 經濟安定本部總務長官は、飼料配給公團の指導監督する。

經濟安定本部總務長官は、飼料の適正な配給を確保するため必要があるとき、飼料配給公團に對して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

できる。

主務大臣は、飼料の適正な配給を確保するため必要があるとき、飼料配給公團に對して、經濟安定本部總務長官の定める飼料計畫及び配給手續に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は經濟安定本部總務長官は、必要があるとき、報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所を臨検し、業務の状況、若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

前項の規定により、當該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す證券を携帯せなければならない。

第二十一條 飼料配給公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、飼料配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部總務長官は、飼料

配給公團の役員が飼料配給公團の目的及び業務に關して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があるとき、日本飼料株式會社の清算人に對して、當該會社の所有に關する施設の全部又は一部を飼料配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があるとき、又は加工の用に供されていた施設で飼料配給公團に必要なものの所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に對して、當該施設を飼料配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の場合における施設の使用料は經濟安定本部總務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、飼料配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範圍において、經濟安定本部總務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があるとき、日本飼料株式會社の清算人に對して、當該會社が所有し、又は占有している物資又は資材の全部又は一部を飼料配給公團

に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、飼料配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に對して、正當な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができる。

主務大臣は、飼料配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又は必要があるとき、飼料配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は前各項の規定の實施について、飼料配給公團又は關係各大臣を含む關係者に對して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした飼料配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十四條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して飼料配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 飼料配給統制法は、飼料配給公團成立の日において、これを廢止する。但し、舊法廢止前になした行為に對する罰則の適用については、舊法は、その廢止後もなおその效力を有する。

第三十二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその效力を失う。

飼料配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に對する罰則の適用及び飼料配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその效力を有する。

第三十三條 飼料配給公團が成立したときには、日本飼料株式會社は、解散する。

前項の規定による日本飼料株式會社の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十四條 政府は、設立委員を命じて、飼料配給公團の設立に關する事務を處理させる。

第三十五條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遲滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十六條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遲滞なくその事務を飼料配給公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けるときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならない。

飼料配給公團は、設立の登記をするに因つて成立する。

第三十七條 飼料配給公團でない者でこの法律施行の際現に飼料配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

昭和十三年以來、飼料配給統制法に基く一元的な集荷配給機關である日本飼料株式會社の運営によつて、統制してきたのでありますが、最近における飼料需給の状況は、相當逼迫してきておるのであります。今昭和二十二年の需給状況の推算を申し上げますと、需要三百二萬トンを對し、供給は百四十八萬トン程度にしか、見限り得ない状況でありまして、差引約百五十四萬トン以上の大幅の供給不足が存在すると、推定せられるのであります。このような供給減少の理由は、昭和十四年において百七萬トンの輸入があつたものが、昨昭和二十一年においては輸入食糧副産物を加えても、わずかに約四萬トンに止まつたこと、及び國內食糧管理の強化並びに飼料資源の食糧轉用等をあげることができるとであります。

このような事情のため家畜の能力は低下し、家畜の数は激減し、ために農業生産力の低下はもとより、牛乳の生産は減退し、食糧の供出にも悪影響を及ぼし、輸送にも重大な影響を與える等、きわめて深刻な影響を、國民經濟に及ぼしてゐるのであります。かかる飼料不足に對處いたしましては、まず農業生産力増大の見地から、畜産を取入れた農業經營の合理化の途及び範圍を確立し、その結果農業經營の輪作化、適當な飼料作物の栽培による耕地利用の合理的増進をはかることも、國內飼料資源を合理的かつ徹底的に活用することが第一義であります。が、その他農業副産物の利用増加、草その他山林牧野の未利用資源の利用促進をはかる等、自給飼料の確保を期したいと考へております。しかし當面の不足を補うために必要な飼料の輸入懇請については、特に政府としてもより努力してゐる次第であります。このような飼料需給の事情のもとに、この少い飼料資源を重點的、合理的に活用して、乳牛、飼料、肉牛、馬飼料、種畜、種禽飼料その他配給に依存する家畜、家禽に飼料を配給することは、畜産の維持發展をはかる上からはもちろん、國民經濟上重要な農業生産力の向上、牛乳の確保、輸送の確保及び食糧の統制自體のためにも必要であるのであります。しかるに飼料資源の現状において、この重點配給を行うためには、集荷配給を自由に放任することなく、何らかの機關において強力に遂行する必要があるものであります。従來はこの機能を飼料配給統制法に基き、日本飼料株式會社が行つていたのであります。が、獨占禁止法の精神により、この機能は民間會社で行ふことができません。なつたのであります。しかし飼料需給の現状では、ここに申し述べますように、これを放任することができないのであります。この操作を公團形式によつて、政府みずからの責任において遂行することが、適當であると考へるに至つたのであります。これと並行していわゆる切符制によつて、飼料の配給を行うのであります。が、御承知の通り飼料は總量が少ない上に、非常に種々雑多でありまして、食糧加工製造の副産物も多いので、飼料として生産が計量的に行われないので、切符制のみでは統制しがたく、また種類の多い飼料資源の營養價值は、物によつて相當開きがあるので、なるべく完全な營養價值のあるものを供給するために、いわゆる配合飼料の形で配給する

ことが必要であります。このためにも一手に集荷配給する機關がないと、この操作がうまくやれないのであります。その他需給に機動性をもたせるためにも、ある程度豫備貯蔵をなし得ることが必要であり、また飼料輸送の圓滑、生産配給の徹底、飼料價格の安定等のためにも、公團形式による把握を適當と考へるのであります。

以上のような考へで飼料配給公團を設立することを考慮したのであります。が、飼料配給公團は大體他の公團と同小異であります。政府はこの公團設立によつて飼料の重點配給を確保し、農業生産力の向上、牛乳の確保、輸送の圓滑、食糧統制の確保等をはかりたい所存であります。

本法提案の理由は以上の通りであります。何卒御審議の上、速やかに御協賛あらんことをお願いいたします。

○野澤委員長 本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十九分散會

昭和二十二年九月二十六日印刷

昭和二十二年九月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局